

令和6年度税制改正要望事項（新設・**拡充**・延長）

（厚生労働省医政局医療経営支援課）

項目名	社会医療法人が行う救急医療等確保事業の拡充に伴う税制上の所要の措置							
税目	所得税、法人税、消費税							
要望の内容	<p>医療法（昭和23年法律第205号）では、都道府県は医療提供体制の確保を図るため医療計画を定めることとされており、特に、救急医療、災害時における医療、へき地の医療、周産期医療及び小児医療の5事業（救急医療等確保事業）については、地域ごとに、その機能を担う医療機関を定めることとされている。</p> <p>社会医療法人は、平成18年の医療法改正において、公立病院等が中心に担ってきた救急医療等確保事業について、民間の高い活力を活かしながら地域住民にとって不可欠な当該事業を担う公益性の高い医療法人として制度化されたものであり、医療保健業に係る法人税及び救急医療等確保事業の業務の用に供する資産の固定資産税等の非課税措置等が講じられている。</p> <p>新型コロナウイルス感染症への対応を踏まえ、国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれのある感染症の発生及びまん延に備えるため、令和3年に医療法が改正され、令和6年度から開始する第8次医療計画における救急医療等確保事業に6事業目として「新興感染症発生・まん延時における医療」が追加されるとともに、令和4年の感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第104号。以下「感染症法」という。）の改正により、令和6年4月1日以降、新興感染症発生・まん延時における医療提供体制の確保のため、平時に都道府県と医療機関がその機能・役割に応じた協定を締結する仕組みが創設され、「新興感染症発生・まん延時における医療」提供体制は、この協定の仕組み等による地域における役割分担を通じて確保していくこととされた。</p> <p>これらを受けて、地域における医療提供体制の確保のため、社会医療法人の認定要件における6事業目として「新興感染症発生・まん延時における医療」に関する基準を新たに設定することから税制上の措置が講じられることとしたい。</p> <p><関係条文> 医療法第四十二条の二第一項第五号に規定する厚生労働大臣が定める基準（平成12年告示第109号） 医療法第42条の2第1項第5号 医療法第30条の4第2項第5号のハ（令和6年4月1日施行）</p> <table border="1" data-bbox="890 1760 1487 1910"> <tr> <td>平年度の減収見込額</td> <td>▲56百万円</td> </tr> <tr> <td>（制度自体の減収額）</td> <td>（－百万円）</td> </tr> <tr> <td>（改正増減収額）</td> <td>（－百万円）</td> </tr> </table>		平年度の減収見込額	▲56百万円	（制度自体の減収額）	（－百万円）	（改正増減収額）	（－百万円）
平年度の減収見込額	▲56百万円							
（制度自体の減収額）	（－百万円）							
（改正増減収額）	（－百万円）							

新設・拡充又は延長を必要とする理由

(1) 政策目的

新型コロナウイルス感染症への対応を踏まえ、国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれのある新興感染症の発生・まん延時において、感染症医療以外の通常医療との両立を図りつつ、迅速かつ機動的に入院医療（病床確保）、外来医療及び医療人材が確保できるよう、平時から、地域において必要な医療機関の機能や役割を確認し、それに応じた医療措置協定の締結等を通じて、新興感染症の発生・まん延時における医療提供体制の確保を図る。

特に、新興感染症の流行初期から医療の提供（入院・外来）や新興感染症に対応できる医師等の医療従事者を確保し、他の医療機関等へ派遣する医療機関について、社会医療法人の認定要件とすることで、公立・公的医療機関だけでなく民間の高い活力を活かした医療提供体制の確保を促進する。

(2) 施策の必要性

感染症発生・まん延時に確実に稼働する医療提供体制を確保するためには、平時において、数多くの医療機関と医療措置協定を締結し、地域における医療機関の役割分担を明確化し、実効的な準備体制を構築する必要がある。

そして、新興感染症の流行初期から入院・外来医療の提供を担うためには、平時から、急性期医療に対応できる救急医療提供体制の維持や感染症対応に備えた設備や物資の確保を行い、医療機関の感染症対応能力を維持・向上させる必要があり、加えて、感染症発生・まん延時に他の医療機関等への医療人材派遣を担うためには、平時から、感染症に係る研修や訓練により対応能力を有する人材の確保・育成等が必要となる。

新型コロナウイルス感染症への対応を踏まえると、公立・公的医療機関だけでなく数多くの民間医療機関を含めた医療提供体制の確保が不可欠であるため、新興感染症発生・まん延時の医療提供において特に大きな役割を担う医療法人を社会医療法人として認定し、法人税を非課税とすることで、当該医療法人における新興感染症の発生・まん延時の対応に備えた設備整備等に係る負担を軽減し、安定的な法人運営を支援することが、地域における医療提供体制の強化に資すると考えられる。

今回の要望（租税特別措置）に関連する事項	合理性	政策体系における政策目的の位置付け	基本目標Ⅰ 安心・信頼してかけられる医療の確保と国民の健康づくりを推進すること 施策大目標 1 地域において必要な医療を提供できる体制を整備すること 施策目標 1 地域医療構想の推進等を通じ、新興感染症等への対応も含めた質の高い効率的な医療提供体制を整備するとともに、在宅医療・介護連携を図り、地域包括ケアシステムを構築すること
		政策の達成目標	流行初期の医療提供を含む、新興感染症発生・まん延時における医療提供体制の確保
		租税特別措置の適用又は延長期間	恒久措置
		同上の期間中の達成目標	流行初期の医療提供を含む、新興感染症発生・まん延時における医療提供体制の確保
		政策目標の達成状況	—
	有効性	要望の措置の適用見込み	22件（うち、新たに社会医療法人となるのは7法人） ※新たに設定する基準(案)として、流行初期の病床確保を30床以上とする協定締結をその1つとしており、令和4年12月時点の新型コロナウイルス感染症対応のための病床を30床以上確保する医療法人は34法人、社会医療法人は29法人であり、発熱外来や医療人材派遣の他の基準(案)を考慮し、そのうち医療法人は2割、社会医療法人は5割が、基準(案)と公的運営要件を満たすものと推計。
		要望の措置の効果見込み(手段としての有効性)	社会医療法人の認定を受けた医療法人は、法人税等の非課税措置により、平時の救急医療並びに新興感染症発生・まん延時の流行初期を含む医療提供及び医療人材派遣に必要な設備や物資、人件費等に係る負担が軽減されることから、国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれのある新興感染症の発生・まん延時における流行初期を含む医療提供体制の確保という政策目標の実現のために有効な措置である。
	相当性	当該要望項目以外の税制上の措置	地方税についても、社会医療法人に対して措置される固定資産税の非課税等について要望を行っている。
		予算上の措置等の要求内容及び金額	—
		上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—

		要望の措置の妥当性	新型コロナウイルス感染症への対応を踏まえ、国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれのある新興感染症発生・まん延時における医療を確保するため、当該医療に係る流行初期の医療提供や医療人材派遣を担う社会医療法人が、平時における救急医療の提供及び新興感染症発生・まん延時の対応への備えについて、安定的な法人運営のもとで行うことができるよう税制措置を講ずることは妥当である。
これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項	租税特別措置の適用実績		現行の要件により認定された社会医療法人は 354 法人 (令和 5 年 4 月 1 日時点)
	租特透明化法に基づく適用実態調査結果		—
	租税特別措置の適用による効果(手段としての有効性)		各都道府県における救急医療等確保事業を社会医療法人が担うことで、民間の高い活力を活かした地域の医療提供体制の確保・充実が図られている。
	前回要望時の達成目標		—
	前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由		—
これまでの要望経緯			平成 20 年：社会医療法人の非課税措置の創設

令和6年度税制改正要望事項（新設・拡充・延長）

（厚生労働省医政局総務課）

項 目 名	改正感染症法の流行初期医療確保措置による収入の非課税措置の創設等
税 目	所得税、法人税、相続税、贈与税、消費税、印紙税

要
望
の
内
容

今般の新型コロナ対応において、診療報酬の特例措置や補助金等の財政支援が整備されるまでに一定の時間がかかり、特に流行初期の医療提供体制の構築に課題があったこと等を踏まえ、令和4年12月9日に公布された感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律等の一部を改正する法律（令和4年法律第96号）により、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号。以下「感染症法」という。）に、補助金や診療報酬の上乗せ等による十分な財政支援が整備されるまでの間、病床確保と発熱外来に関して初動対応等を行う特別な協定を締結した医療機関について、感染症流行前の同月と同水準の収入を保証する措置（以下「流行初期医療確保措置」という。）が規定された。

流行初期医療確保措置による収入は、社会保険診療による収入の実績に基づいて算定されることや、診療報酬と同様に保険料（保険者の負担）と公費によって賄われることから、実質的に社会保険診療による収入の代替となるため、税制上で同様に取り扱うことを要望する。

所得税関係では、租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第26条第1項（社会保険診療報酬の所得計算の特例）及び第67条第1項（社会保険診療報酬の所得の計算の特例）に規定する「社会保険診療につき支払を受けるべき金額」に流行初期医療確保措置による収入を含めることを要望する。

これに伴い、法人税関係において、社会医療法人、特定医療法人、認定医療法人、オープン病院、福祉病院の収入要件の算定において、流行初期医療確保措置による収入も社会保険診療に係る収入金額等に含めることを要望する。

なお、社会医療法人等が得た流行初期医療確保措置による収入は、法人税が非課税となる。

また、印紙税法（昭和42年法律第23号）において、社会保険診療報酬支払基金（以下「支払基金」という。）が作成する診療報酬の支払等に関する文書や、国民健康保険団体連合会（以下「国保連合会」という。）が作成する国民健康保険の業務運営に関する文書は印紙税が非課税とされていることを踏まえ、支払基金又は国保連合会が作成する流行初期医療確保措置に関する文書について印紙税の非課税措置を要望する。

なお、消費税、相続税、贈与税は社会医療法人や認定医療法人に係る税目として対象税目に含めているが、流行初期医療確保措置による収入が当該税目に直接影響を与えるものではない。

<関係条文>

感染症法第36条の9、第36条の10

印紙税法第5条第1項第3号

租税特別措置法第26条第1項、第2項、第67条第1項

社会医療法人：医療法施行規則第30条の35の3第1項第2号ロ

特定医療法人：租税特別措置法施行令第39条の25第1項第1号に規定する厚生労働大臣が財務大臣と協議して定める基準（厚生労働省告示）一イ

認定医療法人：医療法施行規則第57条の2第1項第2号イ

オープン病院等を開設する医師会等：法人税法施行規則第5条第6号に規定する厚生労働大臣の定める基準（厚生労働省告示）一

		福祉病院を開設する公益法人等：法人税法施行規則第6条第7号に規定する厚生労働大臣の定める基準（厚生労働省告示）	
		平年度の減収見込額 (制度自体の減収額) (改正増減収額)	— 百万円 (— 百万円) (— 百万円)
新設・拡充又は延長を必要とする理由	<p>(1) 政策目的</p> <p>流行初期医療確保措置は、感染症法に規定する新型インフルエンザ等感染症等の特性が明らかでない当該感染症まん延時等の初期段階（以下「感染症の流行初期」という。）において、患者の入院等の対応を行う医療機関が経営上の不安を抱えることなく、継続して医療を提供することにより、必要な医療提供体制を維持することを目的に措置されるものである。</p> <p>(2) 施策の必要性</p> <p>感染症の流行初期に必要な医療提供体制を維持するという政策目的を達成するためには、支払基金又は国保連合会が行う、流行初期医療確保措置に伴う医療機関への支払事務について、社会保険診療報酬の支払事務と同様に円滑かつ確実にを行う必要がある。</p> <p>そのため、社会保険診療報酬の支払事務と同様に、支払基金又は国保連合会が作成する流行初期医療確保措置に関する文書について印紙税を非課税とする税制上の措置を講じるもの。</p> <p>また、社会医療法人、特定医療法人、認定医療法人、オープン病院、福祉病院の収入要件の算定において、流行初期医療確保措置による収入も社会保険診療に係る収入金額等に含めることにより、各法人格の認定の継続に支障を来さないようにすることで感染症の流行初期に医療を提供する医療機関を確保する。</p>		
	今回の要望（租税特別措置）に関連する点	合理性	<p>基本目標Ⅰ 安心・信頼してかけられる医療の確保と国民の健康づくりを推進すること</p> <p>施策大目標1 地域において必要な医療を提供できる体制を整備すること</p> <p>施策目標1-1 地域医療構想の推進等を通じ、新興感染症等への対応も含めた質の高い効率的な医療提供体制を整備するとともに、在宅医療・介護連携を図り、地域包括ケアシステムを構築すること</p>
		租税特別措置の適用又は延長期間	恒久措置

		同上の期間中の達成目標	感染症の流行初期において、地域における医療提供体制を維持する。具体的には入院患者数が約 1.5 万人、発熱外来患者数が約 3.3 万人に対応できる医療提供体制を確保する。
		政策目標の達成状況	—
有効性		要望の措置の適用見込み	約 2,000 件 (※) (※) 感染症の流行初期において、 <ul style="list-style-type: none"> 入院医療を行う施設数について、例えば新型コロナウイルス感染症対応において総病床数 400 床以上の重点医療機関が約 500 機関だったこと、 発熱外来を行う施設数は、例えば新型コロナウイルス感染症対応において新型コロナウイルス感染症患者が入院可能な診療・検査医療機関が約 1,500 機関だったことを踏まえた推計値としている。
		要望の措置の効果見込み(手段としての有効性)	<p>感染症の流行初期に必要な医療提供体制を維持するという政策目的を達成するためには、患者の入院等の対応を行う医療機関が経営上の不安を抱えることなく継続して医療を提供できる体制を構築する必要がある。</p> <p>そのため、流行初期医療確保措置によって経営上のリスクを払拭するとともに、当該収入について税法上、社会保険診療による収入と同様に扱うことで、当該収入を得た社会医療法人、特定医療法人、認定医療法人、オープン病院、福祉病院の認定に支障を及ぼさず税制上の不利益が生じることを防ぐことができるため、政策目的を達成する手段として有効である。</p> <p>また、支払基金又は国保連合会が行う流行初期医療確保措置に伴う医療機関への支払事務は社会保険診療収入の支払事務と同様に円滑かつ確実にを行うことは医療機関の経営上の不安の払拭に寄与することから、社会保険診療報酬の支払事務と同様に、支払基金又は国保連合会が作成する流行初期医療確保措置に関する文書について印紙税を非課税とする税制上の措置を講じることも政策目的を達成する手段として有効である。</p>
相当性		当該要望項目以外の税制上の措置	地方税においては、流行初期医療確保措置による収入について社会保険診療による収入と同様に事業税の非課税措置を要望する。
		予算上の措置等の要求内容及び金額	—
		上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—

		要望の措置の妥当性	今般の新型コロナ対応において、診療報酬の特例措置や補助金等の財政支援が整備されるまでに一定の時間がかかり、特に感染症の流行初期の医療提供体制の構築に課題があったこと等を踏まえ、感染症の流行初期において、地域における医療提供体制を維持することが必要である。
これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項		租税特別措置の適用実績	—
		租特透明化法に基づく適用実態調査結果	—
		租税特別措置の適用による効果(手段としての有効性)	—
		前回要望時の達成目標	—
		前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	—
	これまでの要望経緯	—	

令和6年度税制改正要望事項（新設・拡充・延長）

（厚生労働省健康局健康課）

項目名	国民の健康の観点からたばこの消費を抑制することを目的とした、たばこ税の税率引上げ		
税目	たばこ税		
要望の内容	たばこが健康に与える影響なども踏まえ、国民の健康の観点からたばこの消費を抑制するため、たばこ税の税率を引き上げる。		
		平年度の減収見込額 (制度自体の減収額) (改正増減収額)	— 百万円 (— 百万円) (— 百万円)
新設・拡充又は延長を必要とする理由	<p>(1) 政策目的</p> <p>たばこ税の税率を引き上げることによって、たばこの消費抑制を図り、もって国民の健康増進に資する。</p> <p>(2) 施策の必要性</p> <p>厚生労働省において開催した「喫煙の健康影響に関する検討会」が平成28年8月に取りまとめた報告書では、日本人の喫煙の健康影響に関して、肺がんのリスクが男性で約4.4倍、女性で約2.8倍になることや、慢性閉塞性肺疾患(COPD)のリスクが男性で約3.1倍、女性で約3.6倍になることなどが報告されている。このように、喫煙の健康への悪影響は科学的に明らかである一方、喫煙率は男性27.1%、女性7.6%といまだ高く（令和元年）、国民健康づくり運動プランである健康日本21（第二次）において示されている目標（令和4年度に12%）は達成されていない。このため、たばこの消費の抑制を図る必要がある。</p> <p>平成30年度税制改正により、たばこ税及び地方たばこ税について段階的に見直しを行ってきたが、令和4年10月で見直しが完了した。</p> <p>また令和5年度税制改正大綱においては、たばこ税について、「防衛力強化に係る財源確保のための税制措置」として、「3円／1本相当の引上げを、国産葉たばこ農家への影響に十分配慮しつつ、予見可能性を確保した上で、段階的に実施する」「施行時期は、令和6年度以降の適切な時期とする」とされている。</p> <p>こうした状況を踏まえ、たばこの消費抑制を図り、もって国民の健康増進に資するため、たばこ税の引上げが必要。</p>		

今回の要望（租税特別措置）に関連する事項	合理性	政策体系における政策目的の位置付け	<p>基本目標 I 安心・信頼してかけられる医療の確保と国民の健康づくりを推進すること</p> <p>施策大目標 10 妊産婦・児童から高齢者に至るまでの幅広い年齢層において、地域・職場などの様々な場所で、国民的な健康づくりを推進すること</p> <p>施策目標 10-2 生活習慣の改善等により健康寿命の延伸等を図ること</p> <p>施策目標 10-3 総合的ながん対策を推進すること</p>
		政策の達成目標	たばこの消費を抑制させることで、国民の健康を増進させる。
		租税特別措置の適用又は延長期間	—
		同上の期間中の達成目標	—
		政策目標の達成状況	—
	有効性	要望の措置の適用見込み	—
		要望の措置の効果見込み(手段としての有効性)	<p>平成 22 年 10 月の増税（70 円／箱）では、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・紙巻きたばこの販売数量は 16%減少（平成 21 年度 2,339 億本→平成 23 年度 1,975 億本） ・成人喫煙率は 3.3 ポイント減少（平成 21 年 23.4%→平成 23 年 20.1%） <p>という効果がみられており、税率の引き上げにより、喫煙率の低下が見込まれる。</p> <p>また、紙巻きたばこに関する平成 30 年度税制改正による三段階での増税（60 円／箱）は、令和 3 年 10 月に完了し、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・紙巻きたばこの販売数量は 36%減少（平成 29 年度 1,455 億本→令和 3 年度 937 億本） ・成人喫煙率は 1.0 ポイント減少（平成 29 年 17.7%→令和元年 16.7%） <p>注）令和 2 年以降は新型コロナウイルス感染症の影響により調査中止しているため数値なし。</p> <p>という効果がみられた。</p>
		相当性	当該要望項目以外の税制上の措置

	<p>予算上の措置等の要求内容及び金額</p>	<p>平成 17 年度からたばこ対策促進事業として、都道府県等のたばこ対策への補助を実施している（令和 5 年度予算 46 百万円）。</p>
	<p>上記の予算上の措置等と要望項目との関係</p>	<p>上記予算事業は、都道府県等が実施する普及啓発等のたばこ対策に支援を行うものである。一方で、本税制措置は、喫煙者のたばこ消費抑制に直接的に効果を与えるものであり、手段と効果が異なる。</p>
	<p>要望の措置の妥当性</p>	<p>たばこの課税に関する措置は、日本も受諾している「たばこの規制に関する世界保健機関枠組条約(FCTC)」においても提唱されている。</p>
<p>これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項</p>	<p>租税特別措置の適用実績</p>	<p>—</p>
	<p>租特透明化法に基づく適用実態調査結果</p>	<p>—</p>
	<p>租税特別措置の適用による効果（手段としての有効性）</p>	<p>—</p>
	<p>前回要望時の達成目標</p>	<p>—</p>
	<p>前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由</p>	<p>—</p>
<p>これまでの要望経緯</p>	<p>○平成 28 年度税制改正要望</p> <p>「国民の健康の観点からたばこの消費を抑制することを目的とした、たばこ税の税率の引上げ等」において、以下を要望。</p> <p>①たばこ税及び地方たばこ税の税率の引上げ</p> <p>②かぎ用の製造たばこ等における課税の換算方法の見直し</p> <p>○平成 29 年度税制改正要望</p> <p>「国民の健康の観点からたばこの消費を抑制することを目的とした、たばこ税の税率の引上げ」において、たばこ税及び地方たばこ税の税率の引上げを要望。</p>	

	<p>○平成 30 年度税制改正要望</p> <p>「国民の健康の観点からたばこの消費を抑制することを目的とした、たばこ税の税率の引上げ」において、以下を要望。</p> <p>①たばこ税及び地方たばこ税の税率の段階的な引上げを要望。</p> <p>②加熱式たばこの課税標準における重量の計算方式の見直し及び価格に応じた課税方式の導入 等</p> <p>○令和 4 年度税制改正要望</p> <p>継続的なたばこ税増税の検討要望を提出。</p> <p>○令和 5 年度税制改正要望</p> <p>「国民の健康の観点からたばこの消費を抑制することを目的とした、たばこ税の引き上げ」において、たばこ税及び地方たばこ税の税率の引上げを要望。</p>
--	--

令和6年度税制改正要望事項（新設・**拡充**・延長）

（厚生労働省健康局予防接種担当参事官室）

項目名		予防接種法に基づく予防接種等の対象疾病の追加に伴う税制上の所要の措置								
税目		所得税、消費税、国税徴収法								
要望の内容	内容	<p>定期接種化されていないワクチン（おたふくかぜ等）について、現在、厚生科学審議会予防接種・ワクチン分科会等において定期接種化を検討しており、今後、定期の予防接種の対象疾病に追加する場合に、それに伴う税制上の所要の措置を講じる。</p> <p>具体的には、予防接種法の規定に基づく予防接種による健康被害の救済給付に対する税制措置(※)について、定期接種として追加される予防接種についても同様に対象とするものである。</p> <p>(※)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○健康被害の救済給付として支給される金銭への公課の禁止(所得税等) ○健康被害の救済給付のうち、医療費の支給に係る医療に対する消費税の非課税 ○健康被害の救済給付のうち、障害年金を受けている者又は遺族年金を受けている遺族（妻に限る）の少額預金の利子所得の非課税（所得税） ○健康被害の救済給付を受ける権利の差押禁止 								
		<table border="1"> <tr> <td>平年度の減収見込額</td> <td>—</td> <td>百万円</td> </tr> <tr> <td>(制度自体の減収額)</td> <td>(—</td> <td>百万円)</td> </tr> <tr> <td>(改正増減収額)</td> <td>(—</td> <td>百万円)</td> </tr> </table>	平年度の減収見込額	—	百万円	(制度自体の減収額)	(—	百万円)	(改正増減収額)	(—
平年度の減収見込額	—	百万円								
(制度自体の減収額)	(—	百万円)								
(改正増減収額)	(—	百万円)								
新設・拡充又は延長を必要とする理由		<p>(1) 政策目的</p> <p>定期の予防接種は、感染症の発生及びまん延の予防のため、法に基づく公的な制度として実施している中で、極めてまれではあるが予防接種の副反応による健康被害が不可避免的に発生するという特殊性に鑑み、国家補償の観点から、法的な救済措置として健康被害の救済を実施しているものである。</p> <p>(2) 施策の必要性</p> <p>定期接種化されていないワクチン（おたふくかぜ等）について、現在、厚生科学審議会予防接種・ワクチン分科会等において定期接種化を検討しており、今後、定期の予防接種の対象疾病に追加する場合には、従来の対象疾病と同様に、健康被害の救済給付に対する税制措置について税制上の所要の措置を講じる必要がある。</p>								
		<p>基本目標Ⅰ 安心・信頼してかけられる医療の確保と国民の健康づくりを推進すること</p> <p>施策大目標5 新興感染症への対応を含め、感染症の発生・まん延を防止するとともに、感染症による健康危機発生時に迅速かつ適切に対処する体制を整備すること</p> <p>施策目標1 新興感染症への対応を含め、感染症の発生・まん延の防止を図ること</p>								
今回の要望（租税特別措置）に関連する事項	合理性	政策体系における政策目的の位置付け								

	政策の達成目標	予防接種法に基づいた予防接種を受けたことによる健康被害に対する救済給付について、税制上の政策的な配慮を行うことで、予防接種の実施等を適切に担保し、もって国民の健康の保持に寄与するもの。	
		租税特別措置の適用又は延長期間	—
		同上の期間中の達成目標	—
		政策目標の達成状況	—
	有効性	要望の措置の適用見込み	—
		要望の措置の効果見込み(手段としての有効性)	—
	相当性	当該要望項目以外の税制上の措置	—
		予算上の措置等の要求内容及び金額	—
		上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—
		要望の措置の妥当性	予防接種法に基づいた予防接種を受けたことにより生じた健康被害に対する救済給付については、引き続き税制上の政策的な配慮を行う必要があり、新たに対象疾病を追加する場合も、他の対象疾病に係る給付と同様の措置を講ずるべきである。
これまでの租税特別措置の適用実績と効果に 関連する事項	租税特別措置の適用実績	—	
	租特透明化法に基づく適用実態調査結果	—	

	租税特別措置の適用による効果 (手段としての有効性)	—
	前回要望時の達成目標	—
	前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	—
これまでの要望経緯	<p>平成 25 年度税制改正要望において、予防接種法に基づく定期接種の対象疾病の追加（3 ワクチン追加）に伴う同様の要望を実施している。</p> <p>平成 26 年度税制改正要望において、予防接種法に基づく定期接種対象疾病の追加（2 ワクチン追加）に伴う同様の要望を実施している。</p> <p>平成 27 年度税制改正要望において、予防接種法に基づく定期接種対象疾病の追加（1 ワクチン追加）に伴う同様の要望を実施している。</p> <p>令和 3 年税制改正要望において、予防接種法等に基づく予防接種等の対象疾病の追加（1 ワクチン追加）に伴う同様の要望を実施している。</p>	

令和6年度税制改正要望事項（新設・**拡充**・延長）

（厚生労働省健康局予防接種担当参事官室）

項目名	予防接種基本計画等の見直しに伴う税制上の所要の措置											
税目	所得税、消費税、国税徴収法											
要望の内容	<p>現在、厚生科学審議会予防接種・ワクチン分科会予防接種基本方針部会等において、予防接種基本計画等の見直しの検討を行っており、その検討結果を踏まえて税制上の所要の措置を講じる。</p> <p>具体的には、予防接種法の規定に基づく予防接種による健康被害の救済給付に対する税制措置(※)について、救済給付の額の変更などを行う可能性がある。</p> <p>(※)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○健康被害の救済給付として支給される金銭への公課の禁止(所得税) ○健康被害の救済給付のうち、医療費の支給に係る医療に対する消費税の非課税 ○健康被害の救済給付のうち、障害年金を受けている者又は遺族年金を受けている遺族(妻に限る)の少額預金の利子所得の非課税(所得税) ○健康被害の救済給付を受ける権利の差押禁止 <table border="1" data-bbox="885 1019 1487 1187"> <tr> <td>平年度の減収見込額</td> <td>—</td> <td>百万円</td> </tr> <tr> <td>(制度自体の減収額)</td> <td>(—</td> <td>百万円)</td> </tr> <tr> <td>(改正増減収額)</td> <td>(—</td> <td>百万円)</td> </tr> </table>			平年度の減収見込額	—	百万円	(制度自体の減収額)	(—	百万円)	(改正増減収額)	(—	百万円)
平年度の減収見込額	—	百万円										
(制度自体の減収額)	(—	百万円)										
(改正増減収額)	(—	百万円)										
新設・拡充又は延長を必要とする理由	<p>(1) 政策目的 予防接種法（昭和23年法律第68号）第3条第1項の規定に基づき、厚生労働大臣は、予防接種に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るために予防接種基本計画を定めることとしている。</p> <p>(2) 施策の必要性 現在、厚生科学審議会予防接種・ワクチン分科会予防接種基本方針部会等において、予防接種基本計画等の見直しの検討を行っており、その検討結果を踏まえて救済給付の額の変更等の税制に影響がある見直しを行う場合は所要の措置を講じる。</p>											

今回の要望（租税特別措置）に関連する事項	合理性	政策体系における政策目的の位置付け	基本目標Ⅰ 安心・信頼してかけられる医療の確保と国民の健康づくりを推進すること 施策大目標5 新興感染症への対応を含め、感染症の発生・まん延を防止するとともに、感染症による健康危機発生時に迅速かつ適切に対処する体制を整備すること 施策目標5-1 新興感染症への対応を含め、感染症の発生・まん延の防止を図ること
		政策の達成目標	予防接種法に基づいた予防接種を受けたことによる健康被害に対する救済給付について、税制上の政策的な配慮を行うことで、予防接種の実施等を適切に担保し、もって国民の健康の保持に寄与するもの。
		租税特別措置の適用又は延長期間は延長期間	—
		同上の期間中の達成目標	—
	有効性	政策目標の達成状況	—
		要望の措置の適用見込み	—
	相当性	要望の措置の効果見込み(手段としての有効性)	—
		当該要望項目以外の税制上の措置	—
		予算上の措置等の要求内容及び金額	—
		上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—
	要望の措置の妥当性	予防接種法に基づいた予防接種を受けたことにより生じた健康被害に対する救済給付については、引き続き税制上の政策的な配慮を行う必要があり、現行の給付と同様の措置を講ずるべきである。	

これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項	租税特別措置の適用実績	—
	租特透明化法に基づく適用実態調査結果	—
	租税特別措置の適用による効果（手段としての有効性）	—
	前回要望時の達成目標	—
	前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	—
これまでの要望経緯	—	

令和6年度税制改正要望事項（新設・**拡充**・延長）

（厚生労働省保険局保険課）

項目名	後期高齢者医療制度が出産育児一時金に係る費用の一部を支援する仕組みの導入に伴う支払基金の業務に係る非課税措置の継続		
税目	印紙税		
要望の内容	<p>全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律（令和5年法律第31号）により、健康保険法（大正11年法律第70号）等の改正を行い、後期高齢者医療制度が出産育児一時金に要する費用の一部を支援する仕組みを導入することとしている。今般、当該仕組みに関する支払基金の業務（後期高齢者医療広域連合から出産育児支援金を徴収し、<u>保険者から出産育児関係事務費拠出金を徴収し、及び保険者に対し出産育児交付金を交付する業務並びにこれに附帯する業務</u>）について、印紙税法（昭和42年法律第23号）第5条に基づく非課税措置を講じる。</p> <p><関係条文> 健康保険法（大正11年法律第70号）第101条、第152条の2 高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第124条の2第1項、第124条の4第1項、第124条の5、第139条第1項第3号 印紙税法（昭和42年法律第23号）第5条第1項第3号、別表第三</p>		
	平年度の減収見込額 (制度自体の減収額)	— (—	百万円 百万円)
	(改正増減収額)	(—	百万円)

新設・拡充又は延長を必要とする理由	<p>(1) 政策目的</p> <p>医療保険制度では、出産に要する経済的負担を軽減するため、健康保険法第 101 条等に基づき出産育児一時金を支給しており、平均的な標準費用を全て賄えるよう、令和 5 年 4 月より、支給額を 42 万円から 50 万円に大幅に増額したところである。</p> <p>本格的な少子高齢化・人口減少時代を迎える中、子育てを社会全体で支援する観点から、出産育児一時金の増額と併せて、令和 5 年通常国会において成立した全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律による改正後の健康保険法等に基づき、令和 6 年 4 月より、後期高齢者医療制度が出産育児一時金に要する費用の一部を支援する仕組みを導入することとしている。</p> <p>これに伴い、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和 57 年法律第 80 号）第 139 条第 1 項において、社会保険診療報酬支払基金の業務として、「後期高齢者医療広域連合から出産育児支援金を徴収し、保険者から出産育児関係事務費拠出金を徴収し、及び保険者に対して出産育児交付金を交付する業務並びにこれに付帯する業務」を新たに位置づけることとしている。</p> <p>(2) 施策の必要性</p> <p>印紙税法別表第三においては、社会保険診療報酬支払基金が作成した「高齢者の医療の確保に関する法律第 139 条第 1 項各号（支払基金の業務）に掲げる業務に関する文書」については、印紙税を課さないこととされており、当該事務についても同様に印紙税を課さないこととする必要がある。</p>	
	今回の要望（租税特別措置）に関連する事項	合理性

	有効性	要望の措置の適用見込み	—
		要望の措置の効果見込み(手段としての有効性)	—
	相当性	当該要望項目以外の税制上の措置	—
		予算上の措置等の要求内容及び金額	—
		上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—
要望の措置の妥当性	—		
これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項	租税特別措置の適用実績	—	
	租特透明化法に基づく適用実態調査結果	—	
	租税特別措置の適用による効果(手段としての有効性)	—	
	前回要望時の達成目標	—	
	前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	—	
これまでの要望経緯		—	

令和6年度税制改正要望事項（新設・拡充・延長）

（厚生労働省保険局医療介護連携課医療費適正化対策推進室）

項 目 名	病床転換助成事業に関する税制上の所要の措置										
税 目	印紙税										
要 望 の 内 容	<p>高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）附則第2条の規定により都道府県が行う病床転換助成事業については、当該事業に係る社会保険診療報酬支払基金の業務に関する印紙税の非課税措置が設けられている。</p> <p>当該事業の期限は令和5年度末までとされているところ、令和6年度概算要求において、事業期限の延長を要望しているところ。延長の期間を含め、事業延長の可否を予算編成過程で決定することとしているが、当該事業の期限が延長された場合は、延長後の印紙税の非課税措置についても、期限まで延長することについて要望する。</p>										
	<p><関係条文> 印紙税法（昭和42年法律第23号）別表第三 非課税文書の表（第5条関係）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 60%;">平年度の減収見込額</td> <td style="width: 10%; text-align: center;">—</td> <td style="width: 30%;">百万円</td> </tr> <tr> <td>（制度自体の減収額）</td> <td style="text-align: center;">（</td> <td>— 百万円）</td> </tr> <tr> <td>（改正増減収額）</td> <td style="text-align: center;">（</td> <td>— 百万円）</td> </tr> </table>			平年度の減収見込額	—	百万円	（制度自体の減収額）	（	— 百万円）	（改正増減収額）	（
平年度の減収見込額	—	百万円									
（制度自体の減収額）	（	— 百万円）									
（改正増減収額）	（	— 百万円）									
新設・拡充又は延長を必要とする理由	<p>(1) 政策目的</p> <p>療養病床の転換を支援するため、都道府県の区域内にある医療機関が療養病床（医療保険適用）から介護保険施設等へ転換する場合にその整備費用を都道府県から助成することとしており、当該転換にかかる助成事業及び税制上の措置を延長することにより、円滑な転換を図る。</p>										
	<p>(2) 施策の必要性</p> <p>病床機能の分化は重要であり、医療療養病床から介護施設への転換は現在も進んでいることから、病床転換助成事業の期限を更に延長し、引き続き助成を実施する必要がある。病床転換助成事業の期限を延長することとした場合に、それに伴い、当該事業に係る印紙税の非課税措置を延長する必要がある。</p>										

今回の要望（租税特別措置）に関連する事項	合理性	政策体系における政策目的の位置付け	基本目標Ⅰ 安心・信頼してかけられる医療の確保と国民の健康づくりを推進すること 施策大目標 10 全国民に必要な医療を保障できる安定的・効率的な医療保険制度を構築すること 施策目標 10-2 生活習慣病対策等により中長期的な医療費の適正化を図ること
		政策の達成目標	病床転換助成事業の円滑な実施を図る。
		租税特別措置の適用又は延長期間	病床転換助成事業の期限が延長された場合、令和6年4月1日から延長後の当該期限まで。
		同上の期間中の達成目標	病床転換助成事業の円滑な実施を図る。
	有効性	政策目標の達成状況	医療機関からの申請に応じ、適切に病床転換助成金が支払われている。
		要望の措置の適用見込み	社会保険診療報酬支払基金（1法人）
	相当性	要望の措置の効果見込み（手段としての有効性）	社会保険診療報酬支払基金による病床転換支援金等の徴収が円滑に行われることにより、病床転換助成事業の円滑な実施が図られる。
		当該要望項目以外の税制上の措置	—
		予算上の措置等の要求内容及び金額	病床転換助成事業 医療機関が医療療養病床から介護保険施設等へ転換する場合に、その整備費用の一部を都道府県が助成する。（費用負担割合は、国：都道府県：保険者＝10：5：12で、国の令和6年度概算要求額（案）は約1億円）
		上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—
	要望の措置の妥当性	—	

これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項	租税特別措置の適用実績	療養病床転換支援金等を納入した保険者に対して、社会保険診療報酬支払基金が発行する領収書について、印紙税が非課税となっている。 令和4年度：総支援金等額約 2118 万円 令和3年度：総支援金等額約 2255 万円
	租特透明化法に基づく適用実態調査結果	—
	租税特別措置の適用による効果（手段としての有効性）	社会保険診療報酬支払基金による療養病床支援金等の徴収が円滑に行われる。
	前回要望時の達成目標	病床転換助成事業の円滑な実施を図る。
	前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	—
これまでの要望経緯	健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）により本税制措置が設けられて以降、平成25年度税制改正要望、平成30年度税制改正要望において同様の要望を認めていただいた。	

令和6年度税制改正要望事項（新設・**拡充**・延長）

（厚生労働省保険局国民健康保険課）

項目名	国民健康保険団体連合会の積立資産に係る見直し		
税目	法人税		
要望の内容	<p>国民健康保険団体連合会（以下「国保連合会」という。）が市町村等から委託を受けて行う審査支払業務等については、法人税法上の請負業に該当する。</p> <p>この業務が実費弁償であることの確認を受けるに当たり、「ICT等を活用した審査支払業務等の高度化・効率化のための積立資産」（以下「ICT等積立資産」という。）を一定の範囲で積み立てる場合における当該積立に係る費用については、事務処理のために必要な費用とすることが運用上認められているところ、国保連合会の審査支払業務等の更なる高度化・効率化のための原資を計画的に確保できるよう、当該運用ルールの見直しを行う。</p> <p><関係条文> 法人税法（昭和四十年法律第三十四号）第2条第1項第13号 法人税法施行令（昭和四十年政令第九十七号）第5条第1項第10号イ 法人税法施行規則（昭和四十年大蔵省令第十二号）第4条の2第1～3号</p>		
内容		平年度の減収見込額	－ 百万円
		(制度自体の減収額)	(－ 百万円)
		(改正増減収額)	(－ 百万円)

新設・拡充又は延長を必要とする理由	<p>(1) 政策目的</p> <p>国保連合会の審査支払業務等の更なる高度化・効率化のため、その原資を計画的に調達しやすい制度とすること。</p> <p>(2) 施策の必要性</p> <p>国保連合会においては、「審査支払機能に関する改革工程表」（令和3年3月31日）等に基づき、審査支払業務等の更なる高度化・効率化に取り組む必要性がある。</p> <p>このための原資は、国庫補助金や都道府県補助金のほか、国保連合会が保有する ICT 等積立資産を活用しており、なお賄えない費用については、手数料として市町村等から徴収することとなる。しかしながら、市町村等が支払う当該手数料の原資となるのは、被保険者が納める保険料であって、その急激な増加は困難であり、必要な原資を柔軟かつ迅速に確保するのが難しい。</p> <p>この点、ICT 等積立資産を計画的かつ十分に積み立てることで、手数料の急激な増加を抑えつつ、必要な費用を確保することができるが、現行の運用ルールでは、実費弁償の範囲で ICT 等積立資産に積み立てることができる累計額は、各年度の手数料の 30%が上限となっている。</p> <p>他方、国保連合会が令和6年度以降求められる、審査支払業務等の更なる高度化・効率化のために要する費用は、現行の運用ルールの範囲内では十分に確保できないことが想定されているため、所要の見直しを行う必要性がある。</p>		
	今回の要望（租税特別措置）に関連する事項	合理性	政策体系における政策目的の位置付け
政策の達成目標			国保連合会の審査支払業務等の更なる高度化・効率化のため、その原資を計画的に調達しやすい制度とする。
租税特別措置の適用又は延長期間			令和6年4月1日からの恒久措置。
同上の期間中の達成目標			国保連合会が行う審査支払業務等の更なる高度化・効率化のための費用を計画的に積み立てることで、手数料の急激な増加を抑制しつつ、必要な費用を確保すること。
政策目標の達成状況		—	
有効性	要望の措置の適用見込み	47件（全ての国保連合会）	

	要望の措置の 効果見込み (手段としての 有効性)	国保連合会が行う審査支払業務等の更なる高度化・効率化のための費用を計画的に積み立てることで、手数料の急激な増加を抑制しつつ、必要な費用を確保できる。
相 当 性	当該要望項目 以外の税制上 の措置	地方税でも同様の要望を行っている。
	予算上の 措置等の 要求内容 及び金額	令和6年度概算要求額 25億円 ※ 整合的かつ効率的な審査支払機能の運用に向けた国保総合システムの改修 25億円
	上記の予算 上の措置等 と要望項目 との関係	上記予算措置は、国保連合会の審査支払業務等の更なる高度化・効率化のためのシステム開発・改修費用のうち中心的なものである国保総合システムに係るものを支援するものである。他方、本要望項目における税制措置による積立資産は、その用途を特定のシステムに限らず運用可能であるほか、システム開発・改修費用だけでなく、運用保守費にも活用可能となる。
	要望の措置 の妥当性	国保連合会に求められる審査支払業務等の更なる高度化・効率化のためには、複数のシステムを開発・改修する必要がある、その各々のシステムに係る費用が、複数年度にわたり生じる見込みである。こうした実情に対応するため、補助金に比して柔軟な運用が可能な積立資産を計画的に積み立てることが、費用の確実な確保につながる。
こ れ ま で の 租 税 特 別 措 置 の 適 用 実 績 と 効 果 に 関 連 す る 事 項	租税特別 措置の 適用実績	—
	租特透明化 法に基づく 適用実態 調査結果	—
	租税特別措 置の適用に よる効果 (手段として の有効性)	—
	前回要望時 の達成目標	—
	前回要望時 からの達成 度及び目標 に達してい ない場合の 理由	—

これまでの 要望経緯	—
---------------	---

令和6年度税制改正要望事項（新設・**拡充**・延長）

（厚生労働省社会・援護局地域福祉課消費生活協同組合業務室）

項目名	消費生活協同組合に係る員外利用の拡充に伴う税制上の所要の措置								
税目	法人税								
要 望 の 内 容	<p>消費生活協同組合法（昭和23年法律第200号。以下「生協法」という。）において員外利用とは、消費生活協同組合（以下「生協」という。）が、組合員以外の者にその事業を利用させることである。</p> <p>員外利用は原則禁止されているが、組合員以外に事業を利用させることが合理的な場合は、法令上限定列挙し定めているところ。</p> <p>現状、生協法第12条第3項第4号及び消費生活協同組合法施行規則（昭和23年大蔵省・法務庁・厚生省・農林省令第1号。以下「生協法施行規則」という。）第7条において、組合員以外の者に特定の物品を供給することのできる事業（酒類・たばこ・ガス・水道水）を規定している。</p> <p>今般、組合員以外の者に電気を供給する必要性が生じたことから、地域の実情に応じ、生協が社会的役割を果たすことができるよう、生協法施行規則を改正し、員外利用が認められる事業に電気を供給する事業を追加する。</p> <table border="1" data-bbox="890 1014 1503 1182"> <tr> <td>平年度の減収見込額</td> <td>▲0.13 百万円</td> </tr> <tr> <td>（制度自体の減収額）</td> <td>（－ 百万円）</td> </tr> <tr> <td>（改正増減収額）</td> <td>（－ 百万円）</td> </tr> </table>			平年度の減収見込額	▲0.13 百万円	（制度自体の減収額）	（－ 百万円）	（改正増減収額）	（－ 百万円）
平年度の減収見込額	▲0.13 百万円								
（制度自体の減収額）	（－ 百万円）								
（改正増減収額）	（－ 百万円）								
新 設 ・ 拡 充 又 は 延 長 を 必 要 と す る	<p>(1) 政策目的</p> <p>生協は、組合員の生活に必要な物資を購入し、組合員に供給する事業等を行う非営利の消費者の相互扶助組織である。このような生協の事業活動を推進し、生協をはじめとする地域の多様な主体が連携して地域の課題に取り組む体制を整備し財政基盤の充実を図る必要がある。</p> <p>(2) 施策の必要性</p> <p>生協は、「組合員の生活の文化的経済的向上を図ることを目的とする」相互扶助組織であり、今日では、延べ6,890万人の組合員が、生協が行う供給事業や共済事業、高齢者への福祉に関する事業などを利用しているところである。</p> <p>近年、生協は、地域共生社会の実現に向け、組合員以外の社会に対する貢献活動を求められている場面が増加しており、収益性の低い事業や地域貢献に資する取り組みを行っている。</p> <p>今般、組合員以外の者に電気を供給する必要性が生じたことから、地域の実情に応じ、生協が社会的役割を果たすことができるよう、生協法施行規則を改正し、員外利用が認められる事業に電気を供給する事業を追加することを予定しているが、引き続き、法人税等における税制上の優遇措置を講じることで、財政・経営基盤の強化を図り、生協をはじめとする地域の多様な主体が連携して地域の課題に取り組む体制を整備する必要がある。</p>								

今回の要望（租税特別措置）に関連する事項	合理性	政策体系における政策目的の位置付け	<p>基本目標Ⅶ ナショナル・ミニマムを保障し、社会変化に対応した福祉サービスを提供するとともに、自立した生活の実現や安心の確保等を図ること</p> <p>施策大目標1 地域住民の様々なニーズに対して、地域の関係機関が連携して、必要な福祉サービスや支援を包括的に提供しつつ、地域の多様な主体の参加・協働を促し、地域共生社会を実現すること</p> <p>施策目標1-3 ひきこもり支援、権利擁護支援、地域住民の複合・複雑化した支援ニーズへの包括的な支援等により、地域の多様な主体が連携して地域の課題に取り組む体制を整備すること</p>
		政策の達成目標	地域共生社会の実現に向けた体制づくりを推進し、財政基盤の充実を図ることにより、地域の多様な主体が連携して地域の課題に取り組む体制を整備すること。
		租税特別措置の適用又は延長期間	—
		同上の期間中の達成目標	—
		政策目標の達成状況	—
	有効性	要望の措置の適用見込み	1件
		要望の措置の効果見込み(手段としての有効性)	所要の税制上の措置を伴う制度改正を講じることによって、生協による地域の実情に合わせた事業の実施が可能となり、地域共生社会の実現に向けた体制づくりの推進につながる。
	相当性	当該要望項目以外の税制上の措置	地方税についても同様の要望を行っている。
		予算上の措置等の要求内容及び金額	—
		上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—

		要望の措置の妥当性	生協は、消費者である地域住民自らが組織する「組合員の生活の文化的経済的向上を図ることを目的とする」非営利の相互扶助組織である。今後ともその社会的、公共的な役割を果たし続けるためには、経営基盤を確立し、地域共生社会の実現に向けた体制づくりを推進することが重要である。
これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項	租税特別措置の適用実績	—	
	租特透明化法に基づく適用実態調査結果	—	
	租税特別措置の適用による効果(手段としての有効性)		本税制の特例措置により、財政経営基盤の安定強化が図られており、引き続き本措置を講じて、地域住民の相互扶助組織である生協の経営の安定を促進し、地域共生社会の実現に向けた体制づくりを推進する必要がある。
	前回要望時の達成目標	—	
	前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	—	
これまでの要望経緯		—	

令和6年度税制改正要望事項（新設・**拡充**・延長）

（厚生労働省老健局老人保健課）

項目名	介護情報基盤整備についての国民健康保険団体連合会への委託規定の整備に伴う税制上の所要の措置							
税目	印紙税							
要望の内容	<p>印紙税法（昭和42年法律第23号）第5条及び別表第三の規定により、国民健康保険団体連合会が作成する「国民健康保険法に定める国民健康保険の業務運営に関する文書」は印紙税の課税対象外となっている。</p> <p>全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律（令和5年法律第31号）による改正後の介護保険法（平成9年法律第123号）において、市町村から国民健康保険団体連合会に介護情報基盤の整備に係る事務を委託できることとしており、当該事務に係る契約文書についても、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第85条の3第3項の業務に関する文書に該当するものとして、印紙税の課税対象外とすることについて要望する。</p>							
	<p>＜関係条文＞</p> <p>印紙税法（昭和42年法律第23号）（抄）</p> <p>（非課税文書）</p> <p>第五条 別表第一の課税物件の欄に掲げる文書のうち、次に掲げるものには、印紙税を課さない。</p> <p>（略）</p> <p>三 別表第三の上欄に掲げる文書で、同表の下欄に掲げる者が作成したもの。</p>							
	<p>別表第三</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 50%;">国民健康保険法に定める国民健康保険の業務運営に関する文書</td> <td style="width: 50%;">国民健康保険組合又は国民健康保険団体連合会</td> </tr> </table>			国民健康保険法に定める国民健康保険の業務運営に関する文書	国民健康保険組合又は国民健康保険団体連合会			
	国民健康保険法に定める国民健康保険の業務運営に関する文書	国民健康保険組合又は国民健康保険団体連合会						
	<p>○国民健康保険法（昭和33年法律第192号）（抄）</p> <p>（業務）</p> <p>第八十五条の三 （略）</p> <p>3 連合会は、前二項に規定する業務のほか、診療報酬請求書及び特定健康診査等（高齢者の医療の確保に関する法律第十八条第二項第一号に規定する特定健康診査等をいう。）に関する記録に係る情報その他の国民の保健医療の向上及び福祉の増進並びに医療費適正化に資する情報の収集、整理及び分析並びにその結果の活用の促進に関する業務を行うことができる。</p>							
		<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 70%;">平年度の減収見込額</td> <td style="width: 30%; text-align: right;">▲0.7 百万円</td> </tr> <tr> <td>（制度自体の減収額）</td> <td style="text-align: right;">（－ 百万円）</td> </tr> <tr> <td>（改正増減収額）</td> <td style="text-align: right;">（－ 百万円）</td> </tr> </table>	平年度の減収見込額	▲0.7 百万円	（制度自体の減収額）	（－ 百万円）	（改正増減収額）	（－ 百万円）
平年度の減収見込額	▲0.7 百万円							
（制度自体の減収額）	（－ 百万円）							
（改正増減収額）	（－ 百万円）							

新設・拡充又は延長を必要とする理由	<p>(1) 政策目的</p> <p>介護情報の基盤整備は、介護事業者・医療機関が、本人の同意の下、介護情報を適切に活用することで、利用者に対して提供する介護・医療サービスの質が向上し、国民の保健医療の向上に資することを目的とする。</p> <p>(2) 施策の必要性</p> <p>市町村が国民健康保険団体連合会に対して新規に介護情報基盤の整備に係る業務（以下「新規業務」という。）を委託する上で、新規業務に関する契約文書に係る印紙税の取扱いについて、国民健康保険団体連合会の現行の業務に係る印紙税の取扱いとの整合性を確保する必要があるため。</p>		
	今回の要望（租税特別措置）に関連する事項	合理性	政策体系における政策目的の位置付け
政策の達成目標			—
租税特別措置の適用又は延長期間			—
同上の期間中の達成目標			—
政策目標の達成状況		—	
有効性		要望の措置の適用見込み	約 1741 件（各市町村が国民健康保険団体連合会との間で行う契約の件数）
		要望の措置の効果見込	介護情報基盤に関する国民健康保険団体連合会への委託に係る契約文書の印紙税を非課税とすることを通じて、介護サービス基盤の整備に資することが期待される。

	み(手段としての有効性)	
相当性	当該要望項目以外の税制上の措置	—
	予算上の措置等の要求内容及び金額	—
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—
	要望の措置の妥当性	<p>新規業務に係る文書について、印紙税の課税対象とすべきか否かは、現行の業務の扱いとの整合性を確保する必要がある。</p> <p>現行の業務のうち、国民健康保険法第 113 条の 3 第 1 項の規定に基づき市町村等から委託を受けて国民健康保険団体連合会が実施する、オンライン資格確認等システムを活用した薬剤情報等を提供する事務については、国民健康保険の健全な運営を確保するために継続的に遂行される事務であり、印紙税法別表第三の「国民健康保険法に定める国民健康保険の業務運営に関する文書」に該当し、非課税となっている。</p> <p>当該事務は顕名の医療情報を利活用できる情報基盤の整備に係るものであり、新規業務と類似性が高いため、新規業務についても同様に非課税対象とすることが妥当。</p>
これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項	租税特別措置の適用実績	—
	租特透明化法に基づく適用実態調査結果	—
	租税特別措置の適用による効果(手段としての有効性)	—
	前回要望時の達成目標	—
	前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	—

これまでの 要望経緯	—
---------------	---

令和6年度税制改正要望事項（新設・拡充・延長）

（厚生労働省社会・援護局地域福祉課生活困窮者自立支援室・保護課）

項 目 名	生活困窮者自立支援法及び生活保護法の見直しに伴う税制上の所要の措置
税 目	所得税法、国税徴収法

生活困窮者自立支援法（平成 25 年法律第 105 号）及び生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）については、生活困窮者等の自立を促進するための生活困窮者自立支援法等の一部を改正する法律（平成 30 年法律第 44 号）附則第 8 条において、法律の施行後 5 年（令和 5 年）を目途として、施行状況について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずることとされている。

昨年、社会保障審議会生活困窮者自立支援及び生活保護部会（以下「部会」という。）において制度見直しに向けた議論を行い、12 月に「生活困窮者自立支援制度及び生活保護制度の見直しに関するこれまでの議論の整理（中間まとめ）」を公表。これを踏まえ、「令和 5 年度税制改正の大綱」（令和 4 年 12 月 23 日付け閣議決定）において、下記のとおり税制改正を行うものとされ、令和 5 年 4 月 1 日付けで生活困窮者自立支援法施行規則を改正したところ。

（17）生活困窮者自立支援法の生活困窮者住居確保給付金について、所要の法令改正を前提に、引き続き次の措置を講ずる。

- ① 所得税を課さない。
- ② 国税の滞納処分による差押えを禁止する。

部会においては、令和 5 年以降も引き続き議論を行う予定であるところ、その結果を踏まえ、生活困窮者自立支援法及び生活保護法について、必要な見直しを行う予定であり、今後の議論によっては、令和 5 年度税制改正時に議論していた内容に追加して税制改正が必要となる見直し事項が生じる可能性がある。具体的には、現時点において、全世代型社会保障構築会議報告書（令和 4 年 12 月 16 日）に記載されている、住まいの確保に係る支援（生活困窮者自立支援法の生活困窮者住居確保給付金を含む。）に関する見直しについて議論が行われることが想定される。

要
望
の
内
容

<関係条文>

生活困窮者自立支援法等の一部を改正する法律（平成 30 年法律第 44 号）（抄）

（生活困窮者住居確保給付金の支給）

第六条 都道府県等は、その設置する福祉事務所の所管区域内に居住地を有する生活困窮者のうち第三条第三項に規定するもの（当該生活困窮者及び当該生活困窮者と同一の世帯に属する者の資産及び収入の状況その他の事情を勘案して厚生労働省令で定めるものに限る。）に対し、生活困窮者住居確保給付金を支給するものとする。

2 前項に規定するもののほか、生活困窮者住居確保給付金の額及び支給期間その他生活困窮者住居確保給付金の支給に関し必要な事項は、厚生労働省令で定める。

（受給権の保護）

第十九条 生活困窮者住居確保給付金の支給を受けることとなった者の当該支給を受ける権利は、譲り渡し、担保に供し、又は差し押さえることができない。

（公課の禁止）

第二十条 租税その他の公課は、生活困窮者住居確保給付金として支給を受けた金銭を標準として課することができない。

平年度の減収見込額	(- 百万円)
(制度自体の減収額)	(- 百万円)
(改正増減収額)	(- 百万円)

新設・拡充又は延長を必要とする理由	<p>(1) 政策目的</p> <p>コロナ禍において生じた支援者像や支援ニーズの多様化等の状況も踏まえつつ、生活困窮者等の自立支援の一層の効果的な促進、セーフティネット機能の強化等を図る観点から、生活困窮者自立支援法及び生活保護法について、両制度の見直しを検討する必要がある。</p> <p>(2) 施策の必要性</p> <p>今後、部会での議論の結果等を踏まえ、生活困窮者自立支援制度及び生活保護制度の見直しを行う場合には、当該見直しに伴う税制上の所要の措置を講じる必要がある。</p>	
	今回の要望（租税特別措置）に関連する事項	合理性
<p>政策の達成目標</p> <ul style="list-style-type: none"> 生活保護制度を適正に実施すること。 複合的な課題を抱える生活困窮者に対し、就労、家計、住まい等に関する包括的な支援を行うことにより、その自立を促進すること。 		
<p>租税特別措置の適用又は延長期間</p> <p>—</p>		
<p>同上の期間中の達成目標</p> <p>—</p>		
<p>政策目標の達成状況</p> <p>—</p>		
加有	<p>要望の</p> <p>—</p>	

		措置の適用見込み	
		要望の措置の効果見込み(手段としての有効性)	部会における検討を踏まえ、所要の税制上の措置を伴う制度改正を講じることによって、生活困窮者等の自立支援の一層の効果的な促進、セーフティネット機能の強化等を図ることが可能となる。
	相当性	当該要望項目以外の税制上の措置	地方税についても同様の要望を行っている。
		予算上の措置等の要求内容及び金額	—
		上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—
要望の措置の妥当性	部会における検討を踏まえ、所要の税制上の措置を伴う制度改正を講じることによって、生活困窮者等の自立支援の一層の効果的な促進、セーフティネット機能の強化等を図ることが可能となる。		
これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項	租税特別措置の適用実績	—	
	租特透明化法に基づく適用実態調査結果	—	
	租税特別措置の適用による効果(手段としての有効性)	—	
	前回要望時の達成目標	—	
	前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	—	

これまでの 要望経緯	令和5年度税制改正要望で、生活困窮者自立支援法の生活困窮者住居確保給付金について、所要の法令改正を前提に、引き続き次の措置を講ずることが認められた。 ① 所得税を課さない。 ② 国税の滞納処分による差押えを禁止する。
---------------	--

令和 6 年度 税制改正 要望事項 (**新設** ・ 拡充 ・ 延長)

(厚生労働省障害保健福祉部企画課)

項目名	障害者総合支援法の改正等に伴う税制上の所要の措置						
税目	所得税、消費税、租税条約等実施特例法、国外送金等調書法						
要望の内容	<p>特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和 39 年法律第 134 号。以下「法」という。）第 38 条第 1 項の規定により、特別児童扶養手当の支給に関する事務の一部は、政令で定めるところにより、市町村長が行うこととすることができる」とされている。</p> <p>同条の委任を受けた特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令（昭和 50 年政令第 207 号。以下「施行令」という。）第 13 条第 4 号により、市町村長は特別児童扶養手当証書の交付に関する事務を行うこととされ、特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行規則（昭和 39 年厚生省令第 38 号。以下「施行規則」という。）第 17 条第 1 項の規定により、特別児童扶養手当証書は、特別児童扶養手当の支給を受けることができる者に交付することとされている。</p> <p>「令和 4 年の地方からの提案等に関する対応方針」（令和 4 年 12 月 20 日閣議決定）において、「特別児童扶養手当証書（施行令 13 条 4 項）については、必要性や廃止した場合の支障に関する地方公共団体への調査結果を踏まえつつ、廃止する方向で検討し、令和 4 年度中に結論を得る。その結果に基づいて令和 5 年 10 月までに必要な措置を講ずる。」こととされた。</p> <p>分権提案を踏まえ、地方自治体に対して証書の廃止について実態調査を行った結果、「必要ない。」、「どちらかと言えば必要ない。」という意見が 8 割以上を占めた。</p> <p>分権提案と調査結果を踏まえ、特別児童扶養手当証書を廃止することとする予定であることを踏まえ、特別児童扶養手当証書を身分証として規定している、以下の関係法令について所要の措置を要望する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 租税特別措置法施行規則（昭和 32 年大蔵省令第 15 号）第 18 条の 12 第 4 項 ・ 消費税法施行規則（昭和 63 年大蔵省令第 53 号）第 15 条の 4 第 1 項 ・ 所得税法施行規則（昭和 40 年大蔵省令第 11 号）第 81 条の 6 第 2 項 ・ 内国税の適正な課税の確保を図るための国外送金等に係る調書の提出等に関する法律施行規則（平成 9 年大蔵省令第 96 号）第 4 条第 2 項 ・ 租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律の施行に関する省令（昭和 44 年大蔵省・自治省令第 1 号）第 16 条の 4 第 2 項 						
	<table border="1"> <tr> <td>平年度の減収見込額</td> <td>— 百万円</td> </tr> <tr> <td>(制度自体の減収額)</td> <td>(— 百万円)</td> </tr> <tr> <td>(改正増減収額)</td> <td>(— 百万円)</td> </tr> </table>	平年度の減収見込額	— 百万円	(制度自体の減収額)	(— 百万円)	(改正増減収額)	(— 百万円)
平年度の減収見込額	— 百万円						
(制度自体の減収額)	(— 百万円)						
(改正増減収額)	(— 百万円)						

新設・拡充又は延長を必	<p>(1) 政策目的 特別児童扶養手当証書の交付に関する事務について、証書を廃止することで、当該事務に係る地方自治体の負担軽減を図る。</p> <p>(2) 施策の必要性 現在、(1)の政策目的に沿うよう、施行令及び施行規則の改正手続を進めており、合わせて、税制上の所要の措置を講じる必要がある。</p>		
	今回の要望（租税特別措置）に関連する事項	合理性	政策体系における政策目的の位置付け
政策の達成目標			—
租税特別措置の適用又は延長期間			—
同上の期間中の達成目標			—
政策目標の達成状況			—
有効性		要望の措置の適用見込み	—
		要望の措置の効果見込み(手段としての有効性)	—
相当性		当該要望項目以外の税制上の措置	—

	予算上の措置等の要求内容及び金額	—
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—
	要望の措置の妥当性	—
これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項	租税特別措置の適用実績	—
	租特透明化法に基づく適用実態調査結果	—
	租税特別措置の適用による効果(手段としての有効性)	—
	前回要望時の達成目標	—
	前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	—
これまでの要望経緯	—	

令和6年度税制改正要望事項（**新設**・拡充・延長）

（厚生労働省医政局医事課、看護課、歯科保健課、地域医療計画課、医薬・生活衛生局総務課、生活衛生課）

項目名	国家資格の職権による登録事項の変更に係る税制上の所要の措置						
税目	登録免許税						
要 望 の 内 容	<p>各国家資格の法令に定めている資格保有者の登録事項に変更があったときに、「国家資格等情報連携・活用システム」において、資格管理者が職権で登録事項を変更した場合、医師等の24資格（※）に係る登録事項の変更を登録する際に課される登録免許税について、税制上の所要の措置を講じる。</p> <p>（※） 令和6年度中に運用開始予定の「国家資格等情報連携・活用システム」の活用が決定している医師、歯科医師、薬剤師、保健師、助産師、看護師、理学療法士、作業療法士、診療放射線技師、臨床検査技師、視能訓練士、臨床工学技士、義肢装具士、歯科衛生士、歯科技工士、救急救命士、言語聴覚士、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師、柔道整復師、衛生検査技師、理容師、美容師の24資格。</p> <p>【関係条文】 登録免許税法（昭和42年法律第35号）第5条第2号、第9条、別表1第32号 登録免許税法施行令（昭和42年政令第146号）第2条 救急救命士法（平成3年法律第36号）第8条 言語聴覚士法（平成9年法律第132号）第8条 医師法施行令（昭和28年政令第382号）第5条 等</p>						
	<table border="1"> <tr> <td>平年度の減収見込額</td> <td>▲78 百万円</td> </tr> <tr> <td>（制度自体の減収額）</td> <td>（－ 百万円）</td> </tr> <tr> <td>（改正増減収額）</td> <td>（－ 百万円）</td> </tr> </table>	平年度の減収見込額	▲78 百万円	（制度自体の減収額）	（－ 百万円）	（改正増減収額）	（－ 百万円）
平年度の減収見込額	▲78 百万円						
（制度自体の減収額）	（－ 百万円）						
（改正増減収額）	（－ 百万円）						

新
設
・
拡
充
又
は
延
長
を
必
要
と
す
る
理
由

(1) 政策目的

医師等の国家資格では、各国家資格の法令において、免許保有者の籍簿を備え、免許に関する事項を登録することとされている。また、登録事項に変更があった場合、資格保有者は、資格管理者に対して、変更申請を行うこととされている。

令和6年度中に運用開始予定の「国家資格等情報連携・活用システム」では、住民基本台帳ネットワークシステム及びマイナンバーによる情報連携により、資格管理者は、登録事項に対応する資格保有者の氏名・生年月日・住所・性別及び本籍地を入手できることとなる。今後、所要の法令改正を経て、「国家資格等情報連携・活用システム」を活用した情報連携により籍簿の既登録事項に変更があった事実を資格管理者が入手した場合に、当該資格管理者の職権による登録事項の変更を可能とすることにより、資格保有者の負担軽減及び手続の簡素化を図る。

(2) 施策の必要性

医師等の国家資格等の登録や各種手続のデジタル化を推進するため、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律（令和3年法律第37号。以下「デジタル社会形成整備法」という。）により、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）及び住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）の一部が改正され、国家資格等の登録や登録事項の変更等の事務において、マイナンバーを利用し情報連携を行うことが可能となった。

また、「デジタル社会の実現に向けた重点計画」（令和5年6月9日閣議決定）を踏まえ、医師等の国家資格等についてはマイナンバーを利用した手続のデジタル化を進める必要がある。

登録免許税法では、法令の規定により国の行政機関に備える名簿の登録事項について変更の登録を行う際に、登録免許税が課される資格がある。今後、所要の法令改正を経て、「国家資格等情報連携・活用システム」を活用した情報連携により資格管理者が把握した籍簿の既登録事項に係る変更を、職権により籍簿に反映させることができるようになる予定である。職権に基づいてする登録等は、登録事項の真正性・正確性を確保する観点から行うものであることから、公益や第三者の利益を考慮して登録免許税は非課税とされており、また、資格保有者の申請を伴わない登録事項の変更について登録免許税を課すのは不合理であることから、職権による登録事項の変更に係る登録免許税について税制上の所要の措置を講じる必要がある。

(※) 「デジタル社会の実現に向けた重点計画」（令和5年6月9日閣議決定）（抄）第3-2 各分野における基本的な施策1. 国民に対する行政サービスのデジタル化

(3) マイナンバーカードの普及及び利用の推進

② 「オンライン市役所サービス」の推進

医師、歯科医師、看護師等の約30の社会保障等に係る国家資格等については、デジタル社会形成整備法を踏まえた優先的な取組として、マイナンバーを利用した手続のデジタル化を進める。具体的には住民基本台帳ネットワークシステム及び情報提供ネットワークシステムとの連携等により資格取得・更新等の手続時の添付書類の省略を目指す。

また、資格管理者等が共同利用できる国家資格等情報連携・活用システムの開発・構築を進め、2024年度（令和6年度）には、（中略）デジタル化を開始する。

さらに、社会保障等以外の分野を含めた約50の国家資格等について、2023年（令和5年）に成立したマイナンバー法等の一部改正法により、マイナンバーの利用を可能としたところであり、政省令等の所要の整備を実施した上で、順次デジタル化を開始する。

今回の要望（租税特別措置）に関連する事項	合理性	政策体系における政策目的の位置付け	基本目標XIV 国民生活の利便性の向上に関わる ICT 化を推進すること 施策大目標1 デジタル政府・デジタル社会形成に向け、厚生労働分野における情報化を推進すること 施策目標1-1 行政手続のオンライン化を推進すること
		政策の達成目標	今後、所要の法令改正を経て、「国家資格等情報連携・活用システム」を活用した情報連携により籍簿の既登録事項に変更があった事実を資格管理者が入手した場合に、当該資格管理者の職権による登録事項の変更を可能とすることにより、登録情報の真正性・正確性を確保するとともに、資格保有者の負担軽減及び手続の簡素化を図る。
		租税特別措置の適用又は延長期間	—
		同上の期間中の達成目標	—
	有効性	政策目標の達成状況	—
		要望の措置の適用見込み	—
		要望の措置の効果見込み(手段としての有効性)	今後、所要の法令改正を経て、「国家資格等情報連携・活用システム」を活用した情報連携により資格管理者が把握した籍簿の既登録事項に係る変更を、職権により籍簿に反映させることができるようになる予定である。 職権により登録事項の変更を行うことは、登録事項の真正性・正確性を確保する観点から公益性を有するものであり、また、資格保有者の申請を伴わない登録事項の変更について登録免許税を課すのは不合理であることから、職権による登録事項の変更に係る登録免許税について税制上の所要の措置を講じることは有効である。
	相当性	当該要望項目以外の税制上の措置	—
		予算上の措置等の要求内容及び金額	—
		上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—

		<p>要望の措置の妥当性</p> <p>今後、所要の法令改正を経て、「国家資格等情報連携・活用システム」を活用した情報連携により資格管理者が把握した籍簿の既登録事項に係る変更を、職権により籍簿に反映させることができるようになる予定である。</p> <p>職権により登録事項の変更を行うことは、登録事項の真正性・正確性を確保する観点から公益性を有するものであり、資格保有者の申請を伴わない登録事項の変更について登録免許税を課すのは不合理であることから、職権による登録事項の変更に係る登録免許税について税制上の所要の措置を講じることは妥当である。</p>
これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項	租税特別措置の適用実績	—
	租特透明化法に基づく適用実態調査結果	—
	租税特別措置の適用による効果(手段としての有効性)	—
	前回要望時の達成目標	—
	前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	—
これまでの要望経緯	—	

令和6年度税制改正要望事項（新設・拡充・延長）

（厚生労働省保険局国民健康保険課）

項目名		国民健康保険税における流行初期医療確保措置の創設等に伴う所要の措置								
税目		所得税、消費税、酒税、租税条約等実施特例法、国外送金等調書法								
要望の内容	内容	「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律」（令和5年法律第48号）により、令和6年秋に健康保険証が廃止されることを踏まえ、税制上の所要の措置を講じる。								
		<table border="1"> <tr> <td>平年度の減収見込額</td> <td>—</td> <td>百万円</td> </tr> <tr> <td>（制度自体の減収額）</td> <td>（</td> <td>— 百万円）</td> </tr> <tr> <td>（改正増減収額）</td> <td>（</td> <td>— 百万円）</td> </tr> </table>	平年度の減収見込額	—	百万円	（制度自体の減収額）	（	— 百万円）	（改正増減収額）	（
平年度の減収見込額	—	百万円								
（制度自体の減収額）	（	— 百万円）								
（改正増減収額）	（	— 百万円）								
新設・拡充又は延長を必		(1) 政策目的 令和6年秋に健康保険証を廃止し、マイナンバーカードと健康保険証を一体化することで、被保険者がより良い医療を受けることが可能となるようにする。								
		(2) 施策の必要性 令和6年秋に健康保険証を廃止することを踏まえ、税制上の所要の措置を講じる必要がある。								
今回の要望（租税	合理性	政策体系における政策目的の位置付け	基本目標 I 安心・信頼してかけられる医療の確保と国民の健康づくりを推進すること 施策大目標 10 全国民に必要な医療を保障できる安定的・効率的な医療保険制度を構築すること							
		政策の達成目標	令和6年秋に健康保険証を廃止し、マイナンバーカードと健康保険証を一体化することで、被保険者がより良い医療を受けることが可能となるようにする。							

		租税特別措置の適用又は延長期間	—
		同上の期間中の達成目標	—
		政策目標の達成状況	—
	有効性	要望の措置の適用見込み	—
		要望の措置の効果見込み(手段としての有効性)	マイナンバーカードと健康保険証が一体化することで、被保険者がより良い医療を受けることが可能となる。
	相当性	当該要望項目以外の税制上の措置	地方税でも同様の要望を行っている。
		予算上の措置等の要求内容及び金額	—
		上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—
		要望の措置の妥当性	マイナンバーカードと健康保険証が一体化することで、被保険者がより良い医療を受けることが可能となる。
	これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項	租税特別措置の適用実績	—
租特透明化法に基づく適用実態調査結果		—	
租税特別措置の適用による効果(手段としての有効性)		—	

	前回要望時の達成目標	—
	前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	—
これまでの要望経緯		—

令和 6 年度 税制改正 要望事項（新設・**拡充**・延長）

（厚生労働省人材開発統括官海外人材育成担当参事官室）

項目名	技能実習制度の見直しに伴う税制上の所要の措置		
税目	所得税、法人税、登録免許税、消費税、印紙税		
要望の内容	<p>技能実習制度においては、外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律（平成 28 年法律第 89 号）に基づき設立された認可法人である外国人技能実習機構に対して、各種税法上の非課税措置が適用されている。</p>		
	<p>現在、「外国人材の受入れ・共生に関する関係閣僚会議」の下に設置された「技能実習制度及び特定技能制度の在り方に関する有識者会議」（以下「有識者会議」という。）において、技能実習制度及び特定技能制度の見直しに関する検討の方向性について議論がなされており、令和 5 年 5 月に中間報告書が公表されたところ。また、「経済財政運営と改革の基本方針 2023」（令和 5 年 6 月 16 日閣議決定）において、現行の技能実習制度を発展的に解消して人材確保及び人材育成を目的とした新たな制度を創設するとの方向性が示されている。</p>		
内容	<p>今後、有識者会議において当該新たな制度に関する具体的な議論がなされる予定であるところ、新たな制度の創設に伴い、外国人技能実習機構の名称や在り方についても見直しが行われる可能性があり、有識者会議における検討結果を踏まえ、技能実習制度の見直しに伴う税制上の所要の措置を講じる。</p>		
	<p><関係条文> 所得税関係：所得税法（昭和 40 年法律第 33 号）第 11 条第 1 項及び別表第 1 法人税関係：法人税法（昭和 40 年法律第 34 号）第 37 条第 5 項、第 66 条第 3 項及び別表第 2 登録免許税関係：登録免許税法（昭和 42 年法律第 35 号）第 2 条、第 4 条第 2 項、別表第 1 及び別表第 3 消費税関係：消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）第 6 条、第 60 条第 4 項、別表第 1 及び別表第 3 印紙税関係：印紙税法（昭和 42 年法律第 23 号）第 5 条第 3 号及び別表第 3</p>		
		平年度の減収見込額	— 百万円
		(制度自体の減収額)	(— 百万円)
		(改正増減収額)	(— 百万円)

新設・拡充又は延長を必要とする理由	<p>(1) 政策目的</p> <p>有識者会議の中間報告書において示された検討の方向性等に基づき、技能実習制度を発展的に解消して人材確保及び人材育成を目的とした新たな制度を創設することとしており、外国人技能実習機構の在り方を含めた現行の技能実習制度の見直しを検討する必要がある。</p> <p>(2) 施策の必要性</p> <p>今後、有識者会議における検討結果等を踏まえ、現行の技能実習制度の見直しを行うこととなるが、当該見直しに伴う税制上の所要の措置を講じる必要性がある。</p>		
	今回の要望（租税特別措置）に関連する事項	合理性	政策体系における政策目的の位置付け
政策の達成目標			技能実習制度の適正な実施及び技能実習生の保護を図り、もって人材育成を通じた技能等の移転による国際協力を推進する。
租税特別措置の適用又は延長期間			—
同上の期間中の達成目標			—
政策目標の達成状況		—	
有効性		要望の措置の適用見込み	—
		要望の措置の効果見込み(手段としての有効性)	—

相当性	当該要望項目以外の税制上の措置	地方税についても同様の要望を行っている。
	予算上の措置等の要求内容及び金額	—
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—
	要望の措置の妥当性	有識者会議における検討結果を踏まえた税制上の所要の措置を講じることによって、新たな制度における外国人材の適正な受入れを図ることが可能となる。
これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項	租税特別措置の適用実績	—
	租特透明化法に基づく適用実態調査結果	—
	租税特別措置の適用による効果(手段としての有効性)	—
	前回要望時の達成目標	—
	前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	—
これまでの要望経緯	—	

令和6年度税制改正要望事項（新設・**拡充**・**延長**）

（厚生労働省職業安定局雇用保険課）

項目名	雇用保険制度等の見直しに伴う税制上の所要の措置		
税目	所得税法、国税徴収法		
要望の内容	<p>雇用保険制度に関し、「こども未来戦略方針」（令和5年6月13日閣議決定）等において、育児休業給付の給付率の引き上げ、育児時短就業給付（仮称）の創設、失業給付（基本手当）の給付制限の見直し、雇用保険の適用拡大、教育訓練給付の拡充、教育訓練中の生活を支えるための給付や融資制度の創設等が盛り込まれたところ。</p> <p>また、雇止めされた有期雇用労働者の所定給付日数を倒産・解雇並みにする暫定措置等が令和6年度末で終了することから、こうした時限措置の取扱いも含め、雇用保険制度等の在り方について、今後労働政策審議会職業安定分科会雇用保険部会において検討することとしている。</p> <p>失業等給付及び育児休業給付（以下「失業等給付等」という。）は全て非課税及び差し押さえ禁止となっているが、当該検討の結果、失業等給付等について所要の改正を行う場合には、当該給付等について、非課税及び差し押さえ禁止の措置を行うことを要望する。</p> <p>また、前述の時限措置を延長する場合には、現在とられている非課税及び差し押さえ禁止の措置を延長することを要望する。</p> <p><関係条文> 雇用保険法（昭和49年法律第116号）（抄） （受給権の保護） 第11条 失業等給付を受ける権利は、譲り渡し、担保に供し、又は差し押さえることができない。 （公課の禁止） 第12条 租税その他の公課は、失業等給付として支給を受けた金銭を標準として課することができない。 （育児休業給付） 第61条の6 2 第十条の三から第十二条までの規定は、育児休業給付について準用する。</p>		
		平年度の減収見込額	－ 百万円
		（制度自体の減収額）	（－ 百万円）
		（改正増減収額）	（－ 百万円）

新設・拡充又は延長を必要とする理由	<p>(1) 政策目的</p> <p>雇用保険制度は、労働者が失業してその所得の源泉を喪失した場合、労働者について雇用の継続が困難となる事由が生じた場合、労働者が自ら職業に関する教育訓練を受けた場合及び労働者が子を養育するための休業をした場合に、生活及び雇用の安定並びに就職の促進のために失業等給付や育児休業給付を支給している。</p> <p>また、「こども未来戦略方針」等においては、政府の重要課題である少子化トレンド反転に向けたこども・子育て政策の一環として、男性の育児休業の更なる取得促進や育児期を通じた柔軟な働き方の推進等を目的として、育児休業給付の給付率の引き上げや育児時短就業給付（仮称）の創設等が盛り込まれた。</p> <p>(2) 施策の必要性</p> <p>失業等給付等の給付水準については、その給付目的達成のため必要最小限度に設定するものであり、これに対して課税した場合、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 憲法第 25 条に国の社会的使命として明らかにされている、国民に対する最低生活保障の原則に矛盾する ・ 「こども未来戦略方針」等において掲げられている政策目的の達成に支障が生ずるおそれがある <p>等の理由から、非課税措置が不可欠である。</p>											
	今回の要望（租税特別措置）に関連する事項	合理性	<table border="1"> <tr> <td>政策体系における政策目的の位置付け</td> <td> <p>基本目標 V 意欲のあるすべての人が働くことができるよう、労働市場において労働者の職業の安定を図ること</p> <p>施策大目標 4 失業等給付等の支給により、求職活動中の生活の保障及び再就職の促進等を行うこと</p> </td> </tr> <tr> <td>政策の達成目標</td> <td> <p>失業者に対する失業等給付等の支給を通じて、労働者の生活及び雇用の安定を図るとともに、求職活動を容易にするなど再就職を促進し、セーフティネット機能の強化を図る。</p> </td> </tr> <tr> <td>租税特別措置の適用又は延長期間</td> <td style="text-align: center;">—</td> </tr> <tr> <td>同上の期間中の達成目標</td> <td style="text-align: center;">—</td> </tr> <tr> <td>政策目標の達成状況</td> <td style="text-align: center;">—</td> </tr> </table>	政策体系における政策目的の位置付け	<p>基本目標 V 意欲のあるすべての人が働くことができるよう、労働市場において労働者の職業の安定を図ること</p> <p>施策大目標 4 失業等給付等の支給により、求職活動中の生活の保障及び再就職の促進等を行うこと</p>	政策の達成目標	<p>失業者に対する失業等給付等の支給を通じて、労働者の生活及び雇用の安定を図るとともに、求職活動を容易にするなど再就職を促進し、セーフティネット機能の強化を図る。</p>	租税特別措置の適用又は延長期間	—	同上の期間中の達成目標	—	政策目標の達成状況
政策体系における政策目的の位置付け	<p>基本目標 V 意欲のあるすべての人が働くことができるよう、労働市場において労働者の職業の安定を図ること</p> <p>施策大目標 4 失業等給付等の支給により、求職活動中の生活の保障及び再就職の促進等を行うこと</p>											
政策の達成目標	<p>失業者に対する失業等給付等の支給を通じて、労働者の生活及び雇用の安定を図るとともに、求職活動を容易にするなど再就職を促進し、セーフティネット機能の強化を図る。</p>											
租税特別措置の適用又は延長期間	—											
同上の期間中の達成目標	—											
政策目標の達成状況	—											

	有効性	要望の措置の適用見込み	—
		要望の措置の効果見込み(手段としての有効性)	—
	相当性	当該要望項目以外の税制上の措置	地方税についても同様の要望を行っている。
		予算上の措置等の要求内容及び金額	—
		上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—
要望の措置の妥当性	<p>失業等給付等の給付水準については、その給付目的達成のための必要最小限度に設定しているため、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・労働者の生活及び雇用の安定並びに就職の促進 ・「こども未来戦略方針」において掲げられた男性の育児休業の更なる取得促進や育児期を通じた柔軟な働き方の推進 <p>等の政策目的を達成するために、給付が課税又は差し押さえされることなく雇用保険被保険者に支給されるようにするために税制措置の要望を行うものであり、妥当。</p>		
これまでの租税特別措置の適用実績と効果に 関連する事項	租税特別措置の適用実績	—	
	租特透明化法に基づく適用実態調査結果	—	
	租税特別措置の適用による効果(手段としての有効性)	—	
	前回要望時の達成目標	—	

	<p>前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由</p>	<p>—</p>
<p>これまでの要望経緯</p>	<p>失業等給付等に係る非課税については、法改正に合わせて平成15年度、平成19年度、平成21年度、平成22年度、平成23年度、平成24年度、平成26年度、平成28年度、平成29年度、令和2年度、令和3年度、令和4年度等に非課税措置の維持・拡充の税制要望を行った。</p>	

令和6年度税制改正要望事項（新設・**拡充**・**延長**）

（厚生労働省医薬・生活衛生局生活衛生課）

項目名	交際費課税の特例措置の拡充・延長							
税目	法人税							
要望の内容	<p>交際費等とならずに損金算入可能な飲食費の上限（1人あたり5,000円以下）を引き上げるとともに、①飲食費の50%を損金算入できる特例措置（中小企業・大企業（資本金の額等が100億円以下））及び交際費等（飲食費や贈答品の費用等）を800万円までは全額損金算入できる特例措置（中小企業のみ）について、その適用期限を2年延長する。</p> <p>・特例措置の内容 中小法人については①又は②のいずれかを選択、資本金の額等が100億円以下の大法人は①の措置。</p> <p>①資本金の額等が100億円以下の大法人が、飲食のために支出する費用の額（社内接待費を除く。）の50%を損金算入可能 ②中小法人に係る交際費等については、800万円まで全額損金算入できる。</p> <p>（関係条文） 租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第61条の4 租税特別措置法施行令（昭和32年政令第43号）第37条の4、第37条の5 租税特別措置法施行規則（昭和32年大蔵省令第15号）第21条の18の4</p> <table border="1" data-bbox="890 1301 1487 1464"> <tr> <td>平年度の減収見込額</td> <td>（精査中） 百万円</td> </tr> <tr> <td>（制度自体の減収額）</td> <td>（ — 百万円）</td> </tr> <tr> <td>（改正増減収額）</td> <td>（ — 百万円）</td> </tr> </table>		平年度の減収見込額	（精査中） 百万円	（制度自体の減収額）	（ — 百万円）	（改正増減収額）	（ — 百万円）
平年度の減収見込額	（精査中） 百万円							
（制度自体の減収額）	（ — 百万円）							
（改正増減収額）	（ — 百万円）							

新設・拡充又は延長を必要とする理由	<p>(1) 政策目的</p> <p>中小企業及び大企業の企業間の取引の維持・拡大や事業活動の活性化、円滑化が図られることで売上げがあがる。そして、飲食店等への新規需要が進むことで、産業全体への追加需要が生まれる。その結果、飲食店等や産業全体で売上げが伸び、企業は物価の動向等も踏まえた価格転嫁を進め、従業員の賃上げ等にも適切に対応できる経済の好循環に繋げる。</p> <p>(2) 施策の必要性</p> <p>交際費等については、1990年代初頭の約6兆円から近年は3兆円前後の水準まで半減し、飲食店等の需要にマイナスの影響を及ぼしている。</p> <p>長きにわたった新型コロナウイルス感染症の影響から持ち直しの動きはあるが、大きな打撃を受けた日本経済の回復には、中小企業及び大企業の企業間の取引の維持・拡大や事業活動の活性化、円滑化を図る必要があり、交際費等の使用はこれらに必要な経費であり、企業の売上げの増加につながるものと考えられる。</p> <p>原則として、法人が支出した交際費等を損金に算入することは認められておらず、これは法人の無駄な支出（冗費）を抑制し、内部留保を高め、企業の財務体質の改善を図るといった一定の政策的な見地から措置されている。</p> <p>しかしながら、現行制度下においては、「飲食のために支出する費用の額（社内接待費を除く。）の50%を損金算入が可能」及び「交際費等について800万円まで全額損金算入が可能」とする特例措置が認められており、これは企業間の取引等において一定の必要性が認められるためであり、企業の事業活動に有益に活用がされていることから、引き続き、延長が必要である。</p> <p>また、飲食を伴う企業活動については、一人当たり5,000円以下の飲食費の範囲で交際費等とならずに損金算入が認められているが、物価の動向等を踏まえると当該上限の下では実施が難しい状況もあることから、当該上限の引き上げも行う必要がある。</p> <p>上記の特例措置の延長及び飲食費の上限（1人あたり5,000円以下）の引き上げにより、企業の飲食を伴う企業活動等が拡大し、中小企業及び大企業の企業間の取引の維持・拡大や事業活動の活性化、円滑化が図られ売上げの増加、ひいては飲食店等への新規需要も進み、産業全体への追加需要が生まれ、飲食店等や産業全体で売上げが伸びることで、企業は物価の動向等も踏まえた価格転嫁を進め、従業員の賃上げ等にも適切に対応できる経済の好循環に繋がる。</p>	
	今回の要望（租税特別措	合理性

(「中小企業景況調査」(中小企業庁))の数値等を参考に
する。

租税特別措
置の適用又
は延長期間

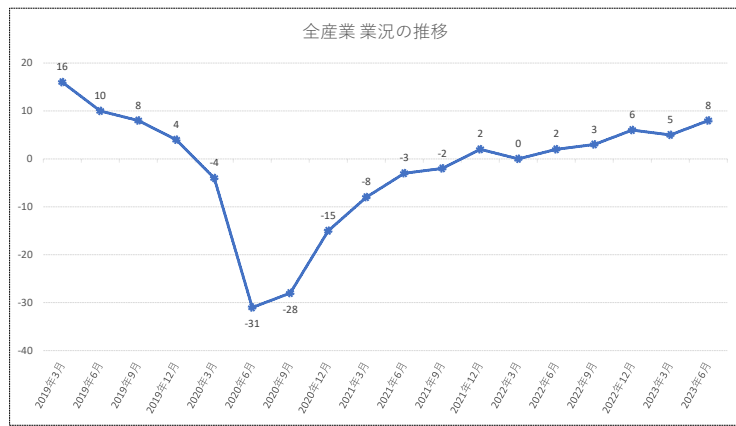
令和6年4月1日~令和8年3月31日まで(2年間)

同上の期間
中の達成
目 標

上記「政策の達成目標」に同じ。

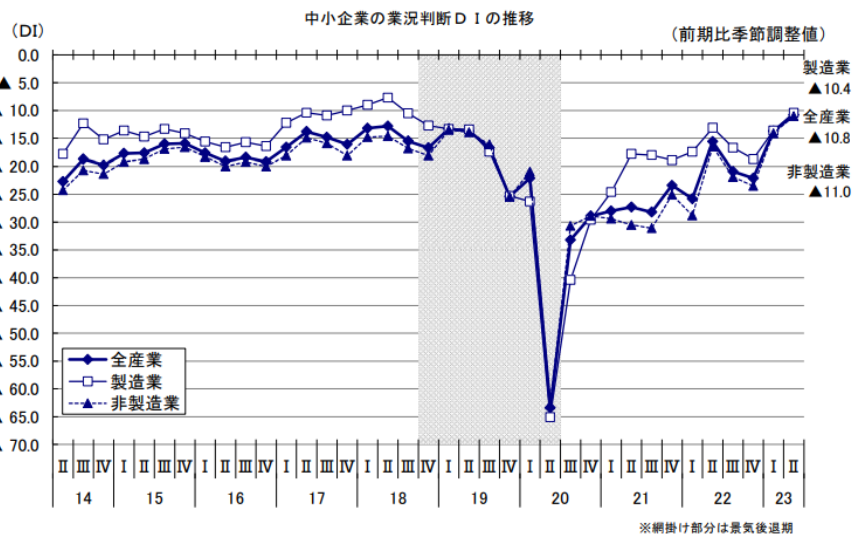
政策目標の
達成状況

日銀短観による業況判断DIは、令和5年6月が全産業で8^{ポイント}となっているが、新型コロナウイルス感染症発生以前の水準まではまだ戻っていない。コロナ禍で大きな打撃を受けた経営を回復していくためには、物価高騰等もありコロナ発生前の水準以上に業況が回復する必要がある。



(出典) 「日銀短観」(日本銀行)

新型コロナウイルス感染症の影響から持ち直しの動きが見られているものの、直近の中小企業の業況判断DIは▲10.8(令和5年4~6月)となっている。



(出典) 「中小企業景況調査」(中小企業庁)

有効性

要望の
措置の
適用見込み

本措置は大企業及び中小企業に広く利用されている。交際費等の支出は企業の事業活動に必要不可欠であり、引き続き多くの企業の利用が見込まれる。

○交際費等支出法人数及び損金算入額の見込み

		<p>令和6年度 2,376,664社(3,822,354百万円) 令和7年度 2,376,664社(3,822,354百万円) ※「会社標本調査」(国税庁)より推計(令和元年度実績等を用いて推計)</p>
	<p>要望の措置の 効果見込み (手段としての 有効性)</p>	<p>企業の飲食を伴う企業活動等が拡大し、中小企業及び大企業の企業間の取引の維持・拡大や事業活動の活性化、円滑化が図られることで売上げが増加、ひいては飲食店等への新規需要が進み、それにより産業全体への追加需要が生まれ、飲食店等や産業全体で売上げが伸びることで、企業は物価の動向等も踏まえた価格転嫁を進め、従業員の賃上げ等にも適切に対応できる経済の好循環に繋がる。</p> <p>中小企業庁が実施した委託調査では、交際費の必要性について「交際費等の支出が、経営においてメリットになっていると思う」という回答が71%となっており、交際費の支出が中小企業の事業活動にとって必要不可欠であるということが定量的に把握できる。</p> <p>上述のとおり、企業における交際費等の使用意向は高く、さらなる使用拡大を図っていくことで、経済の好循環に繋がっていくものであり、そのためには現行の交際費等の特例措置については、引き続き、延長が必須である。さらに、現行制度下では、39.3%の企業が5,000円の範囲内で飲食費を使用しているという実態(日本商工会議所が行ったアンケート調査より)であり、5,000円以下を意識した支出となっていることから、当該上限額の引き上げを行うことは有効な措置である。</p>
相 当 性	<p>当該要望項目 以外の税制 上の措置</p>	—
	<p>予算上の 措置等の 要求内容 及び金額</p>	—
	<p>上記の予算 上の措置等 と要望項目 との関係</p>	—
	<p>要望の措置 の妥当性</p>	<p>企業会計上、交際費等は費用として処理されるものであるが、法人税においては租税特別措置により、原則として法人の支出した交際費の全額を損金に算入することを認めていない。これは法人の無駄な支出(冗費)を抑制し、内部留保を高め、企業の財務体質の改善を図るといった一定の政策的な見地から措置がなされているものと考えられる。</p> <p>しかしながら、企業の交際費等の使用が拡大することで、中小企業及び大企業の企業間の取引の維持・拡大や事業活動の活性化、円滑化が図られることで売上げが増加、ひいては飲食店等への新規需要が進み、それにより産業全体への追加需要が生まれる。その結果、飲食店等や産業全体で売上げが伸び、企業は物価の動向等も踏まえた価格転嫁を進め、従業員の賃上げにも適切に対応等できる経済の好循環に繋がる。</p> <p>交際費等の支出の損金算入については、一定の範囲で特例措置が認められており、それは交際費等の支出により企業間の取</p>

		<p>引の維持・拡大や事業活動の活性化、円滑化が図られるためであり、引き続き、特例措置の延長は必須である。</p> <p>また、飲食を伴う企業活動については、交際費等とならずに損金算入可能な飲食費の上限（一人当たり 5,000 円以下）の下では、物価の動向等も踏まえると実施が難しい状況であるため、当該上限の引き上げも必要であり、交際費等支出の拡大のため妥当性があるものとする。</p> <p>（参考：平成 18 年度から CPI は 2 割程度増加。）</p>
これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項	租税特別措置の適用実績	<p>○過去 5 年間の交際費等支出法人数及び損金算入額</p> <p>令和 30 年度 2,344,319 社(2,865,519 百万円)</p> <p>令和元年度 2,353,708 社(2,918,460 百万円)</p> <p>令和 2 年度 2,345,864 社(2,425,551 百万円)</p> <p>令和 3 年度 2,391,690 社(2,306,556 百万円)</p> <p>令和 4 年度 2,391,690 社(2,306,556 百万円)</p> <p>※令和 4 年度は推計（令和 3 年度の実績と同等程度適用があると推計）（出典）「会社標本調査」（国税庁）</p>
	租特透明化法に基づく適用実態調査結果	—
	租税特別措置の適用による効果（手段としての有効性）	<p>企業の交際費等の使用が拡大することで、中小企業及び大企業の企業間の取引の維持・拡大や事業活動の活性化、円滑化が図られることで売上げが増加、ひいては飲食店等への新規需要が進み、それにより産業全体への追加需要が生まれる。その結果、飲食店等や産業全体で売上げが伸び、企業は物価の動向等も踏まえた価格転嫁を進め、従業員の賃上げにも適切に対応する等の経済の好循環に繋がる。</p> <p>現行の制度下において、交際費等の支出については、特例措置があること、損金算入可能な飲食費の上限（1 人あたり 5,000 円以下）があることにより、交際費等の支出がされている。</p> <p>仮に、交際費等の使用が拡大し飲食店等で新規需要が 100 万円増加すると産業全体への波及効果はさらに 200 万円の追加効果がある。（産業連関表（総務省）による試算）</p> <p>また、中小企業庁が実施した委託調査では、本税制措置の定額控除限度額（800 万円）が小さくなった場合、9.8%の企業が交際費の支出額が減少すると回答した。さらに、飲食費が減少した場合に生じる悪影響として、12%の企業が「既存顧客との取引の減少」、7.7%の企業が「現状の売上・販売の減少」と回答しており、本税制措置が中小企業の売上高の増加に寄与していることも分かる。</p>
	前回要望時の達成目標	上記「政策の達成目標」に同じ。
	前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	<p>日銀短観による業況判断 DI は、令和 5 年 6 月に全産業で 8 ポイントとなっているが、新型コロナウイルス感染症発生前の水準まではまだ戻っていない。</p> <p>また、新型コロナウイルス感染症の影響から持ち直しの動きが見られているものの、直近の中小企業の業況判断 DI は▲10.8（令和 5 年 4～6 月）となっている。</p> <p>（上記「政策目標の達成状況」参照）</p>

これまでの
要望経緯

(参考) 最近の交際費課税における主な改正

(昭和 29 年創設)

	対象法人 (資本金別)	損金算入限度額等
昭和 57 年度	5,000 万円超	全額損金不算入
	5,000 万円以下	定額控除 (300 万円)
	1,000 万円以下	定額控除 (400 万円)
平成 6 年度	5,000 万円超	全額損金不算入
	5,000 万円以下	定額控除 (300 万円) × 90%
	1,000 万円以下	定額控除 (400 万円) × 90%
平成 10 年度	5,000 万円超	全額損金不算入
	5,000 万円以下	定額控除 (300 万円) × 80%
	1,000 万円以下	定額控除 (400 万円) × 80%
平成 14 年度	5,000 万円超	全額損金不算入
	5,000 万円以下	定額控除 (400 万円) × 80%
平成 15 年度	1 億円超	全額損金不算入
	1 億円以下	定額控除 (400 万円) × 90%
平成 18 年度	全法人	一人当たり 5000 円以下の 飲食費 (社内飲食費を除く) について、一定の要件 のもとで交際費の範囲から 除外。
平成 21 年度 (経済危機 対策)	1 億円超	全額損金不算入
	1 億円以下	定額控除 (600 万円) × 90%
平成 25 年度	1 億円超	全額損金不算入
	1 億円以下	定額控除 (800 万円) (定額控除限度額までの 10%の損金不算入措置を廃 止)
平成 26 年度	1 億円超	飲食費 50%まで損金算入
	1 億円以下	定額控除限度額 (800 万 円) までの損金算入又は飲 食費 50%まで損金算入の選 択適用
平成 28 年度	2 年間の延長 (平成 29 年度末まで)	
平成 30 年度	2 年間の延長 (平成 31 年度末まで)	
令和 2 年度	資本金の額等が 100 億円超の大企業は適用 除外とした上で、2 年間の延長 (令和 4 年 度末まで)	

	令和3年度	<p>飲食費の50%を損金算入できる特例措置（中小企業・大企業）について、新型コロナウイルスの感染予防対策を講じた上で提供された飲食費（社内接待費を除く）については損金算入できる割合を時限的に拡充要望したが、認められず。</p>	
	令和4年度	2年間の延長（令和5年度末まで）	

令和6年度税制改正要望事項（新設・拡充・延長）

（厚生労働省医政局総務課）

項 目 名	厚生農業協同組合連合会の法人税非課税措置の要件の見直し		
税 目	法人税（法令第5条）		
要 望 の 内 容	<p>厚生農業協同組合連合会（以下「厚生連」という。）が行う医療保健業を収益事業から除外するための要件のうち、差額ベッドに関して以下の事項が設定されている。</p> <p>① 全病床に占める差額ベッドの割合が30%以下</p> <p>② 差額ベッドの料金の平均金額が5,000円以下</p> <p>上記①の要件について、厚生連が「療担規則及び薬担規則並びに療担基準に基づき厚生労働大臣が定める掲示事項等」（平成18年厚生労働省告示第107号）による差額ベッド割合（全病床に占める差額ベッドの割合が50%以下）によって運用できる要件に見直すこと。</p>		
		平年度の減収見込額 （制度自体の減収額） （改正増減収額）	— 百万円 （ — 百万円） （ — 百万円）

新設・拡充又は延長を必要とする理由	<p>(1) 政策目的 組合員及び地域住民が日々健やかに生活できるよう、保健・医療・高齢者福祉の事業を通じて支援を行うことにより、地域社会の発展に貢献する。</p> <p>(2) 施策の必要性 厚生連は、医療法（昭和 23 年法律第 205 号）第 31 条に規定する公的医療機関の開設者として、農村地域における保健・医療を担うといった公益性を有している。また、先般の新型コロナウイルス感染症の拡大時にも、全国の厚生連において道県の実情を受け、積極的な患者の受入れを行ってきたところである。 患者の受入れ時には、院内感染対策の観点から個室での療養を行ってきたが、新型コロナウイルス感染症の拡大時は個室が不足し、やむなく多床病室を個室として使用することとなり、絶対的な病床数の減少により一般患者の受入れに影響が出るといった実態があった。 このような中、令和 4 年 12 月 9 日に公布された感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律等の一部を改正する法律（令和 4 年法律第 96 号）による改正後の感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成 10 年法律第 114 号）（以下「改正後の感染症法」という。）には、都道府県と医療機関の協定の仕組みが創設され、厚生連を含めた公的医療機関等については、感染症発生・まん延時において医療の提供に関して講ずべき措置（病床の確保等）が義務づけられた。 一般的に個室が多いとゾーニング等も容易であり、院内感染対策として優れているが、厚生連については、法人税の非課税措置の要件として、差額ベッド割合が 30%以下とされている。感染対策上必要な個室を整備する上で、この要件が障壁とならないよう、改正後の感染症法の規定に基づき一定の取組を行う厚生連が他の公的医療機関と同様に「療担規則及び薬担規則並びに療担基準に基づき厚生労働大臣が定める掲示事項等」による差額ベッド割合（全病床に占める差額ベッドの割合が 50%以下）で運用できるよう要件を見直す必要がある。</p>	
	今回の要望（租税特別措置）	合理性
	政策の達成目標	—

		租税特別措置の適用又は延長期間	—
		同上の期間中の達成目標	—
		政策目標の達成状況	—
	有効性	要望の措置の適用見込み	改正後の感染症法の規定に基づき一定の取組を行う厚生連
		要望の措置の効果見込み(手段としての有効性)	新興感染症に対応する環境(個室療養)が整備されることにより、農村地域において、感染症発生時を含めて低廉かつ十分な医療が維持される。
	相当性	当該要望項目以外の税制上の措置	地方税においては、非収益事業所得は法人住民税・事業税非課税となるためこれらの税目について要望する。
		予算上の措置等の要求内容及び金額	—
		上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—
		要望の措置の妥当性	新興感染症への対応に向けて個室の整備を進めるに当たり、厚生連に係る非課税措置の要件である差額ベッド割合が支障とならないように見直すという、必要最小限の措置であることから妥当である。
	これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項	租税特別措置の適用実績	—
租特透明化法に基づく適用実態調査結果		—	
租税特別措置の適用による効果(手段としての有効性)		—	

	前回要望時の達成目標	—
	前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	—
これまでの要望経緯	平成9年度 差額ベッド料金の平均 4,000 円以下 → 5,000 円以下 平成13年度 全病床に占める差額ベッドの割合 20%以下 → 30%以下	

令和6年度税制改正要望事項（新設・拡充・延長）

（厚生労働省医政局医薬産業振興・医療情報企画課）

項 目 名	知的財産から生じる所得に係る優遇措置（イノベーションボックス税制）の創設		
税 目	法人税		
要 望 の 内 容	我が国の研究開発拠点としての立地競争力を向上し、民間企業の無形資産投資を後押しするため、民間企業の課税所得のうち、我が国で開発した知的財産に由来する所得に対して優遇税率を適用する措置を新たに創設する。		
		平年度の減収見込額 （制度自体の減収額） （改正増減収額）	（精査中）百万円 （－ 百万円） （－ 百万円）

新設・拡充又は延長を必要とする理由

(1) 政策目的

我が国のイノベーション促進に向けて、海外と比べて遜色ない事業環境を整備し、研究開発成果の社会実装へのインセンティブを設けることで、我が国の研究開発拠点としての立地競争力を向上させるとともに、特許権や著作権で保護されたソフトウェアをはじめとする無形資産への民間投資を後押しする。

(2) 施策の必要性

民間企業が立地選択の意思決定を行う場合、税制優遇措置を含む事業環境は重要な判断基準となっている。

実際、諸外国では2000年代より欧州を中心に、研究開発成果を知財化し、その知財を社会実装することにより得られた収益に対して優遇税率を適用する、すなわち「アウトプット」に着目した税制であるイノベーションボックス税制が導入されてきている。さらに、イノベーションボックス税制は、近年では中国や韓国、インド、シンガポール等、アジア太平洋諸国においても導入・検討が進んでいる。

各国政府による誘致競争が激化する中、収益性の高い事業であればあるほど税制がないことによる相対的な競争環境の劣後のインパクトが大きい。近年、我が国でも民間企業による研究開発拠点の海外シフトの動きが顕在化しており、我が国の研究開発拠点としての立地競争力を強化することが急務。

また、医薬品産業については、先発企業は研究開発型の収益構造として、特許期間中の新薬売上で当該新薬の開発に係る研究開発費を回収するとともに、革新的新薬の創出に向けた投資を行うことが求められるところ、研究開発の知財化や知財の社会実装により収益化を支援することは重要な取組となる。

さらに、医薬品産業においては医療系ベンチャーを育てる好循環（エコシステム）の確立が重要であるところ、これらのベンチャー企業が日本国内で自ら研究開発を行う上で知財化・産業化の支援をすることはエコシステムの形成にとって重要な取組となる。

このため、我が国においてもイノベーションボックス税制を創設し、海外と比べて遜色ない事業環境を整備するとともに、民間企業による研究開発成果の社会実装を後押しすることで、国内投資を強力に推進する必要がある。

<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">今回の要望（租税特別措置）に関連する事項</p>	<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">合理性</p>	<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">政策体系における政策目的の位置付け</p>	<p>基本目標ⅩⅡ 国民生活の向上に関わる科学技術及び医薬品等の研究開発の振興並びに保健衛生分野の調査研究の充実を図ること</p> <p>施策大目標 2 研究を支援する体制を整備すること</p> <p>施策目標 2-1 厚生労働科学研究事業の適正かつ効果的な実施及び医薬品等の研究開発の促進並びに保健衛生分野の調査研究の充実を図ること</p> <p>○ 経済財政運営と改革の基本方針 2023（令和5年6月16日閣議決定）</p> <p>第2章 新しい資本主義の加速</p> <p>2. 投資の拡大と経済社会改革の実行</p> <p>（1）官民連携による国内投資拡大とサプライチェーンの強靱化</p> <p>（略）国内投資・研究開発を大胆に促進することが不可欠である。（略）知的財産の創出等を促し、我が国のイノベーション拠点としての立地競争力を強化する。</p> <p>第4章 中長期の経済財政運営</p> <p>2. 持続可能な社会保障制度の構築</p> <p>（社会保障分野における経済・財政一体改革の強化・推進）</p> <p>創薬力強化に向けて、革新的な医薬品、医療機器、再生医療等製品の開発強化、研究開発型のビジネスモデルへの転換促進等を行うため、保険収載時を始めとするイノベーションの適切な評価などの更なる薬価上の措置、全ゲノム解析等に係る計画258の推進を通じた情報基盤259の整備や患者への還元等の解析結果の利活用に係る体制整備、大学発を含むスタートアップへの伴走支援、臨床開発・薬事規制調和に向けたアジア拠点の強化、国際共同治験に参加するための日本人データの要否の整理、小児用・希少疾病用等の未承認薬の解消に向けた薬事上の措置と承認審査体制の強化等を推進する。</p> <p>○ 新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画 2023 改訂版（令和5年6月16日閣議決定）</p> <p>Ⅳ. GX・DX への投資</p> <p>1. レジリエンス上の日本の優位性と国内企業立地促進・高度外国人材の呼び込み</p> <p>（3）横断的環境整備</p> <p>①イノベーション環境・インフラの整備</p>
---	--	--	--

			<p>利益の源泉たるイノベーションについても国際競争が進んでおり、民間による無形資産投資を後押しする観点から、海外と比べて遜色なく知的財産の創出に向けた研究開発投資を促すための税制面の検討や、通信やコンピューティング基盤など次世代の付加価値を創造する基盤設備への投資を含めた、イノベーション環境の整備を図る。</p> <p>○ 統合イノベーション戦略 2023（令和5年6月9日閣議決定）</p> <p>第1章 総論（国家的重要基盤を支え、社会課題を成長のエンジンに転換する科学技術。イノベーション）</p> <p>2. 科学技術・イノベーション政策の3つの機軸</p> <p>（3）イノベーション・エコシステムの形成</p> <p>③成長志向の資金循環形成と研究開発投資の拡大（資金循環の活性化による研究開発投資の拡大）</p> <p>（略）知的財産の創出等を促し我が国のイノベーション拠点としての立地競争力を強化する観点から、民間企業による知的財産の創出等に向けた研究開発投資を促すための税制を含めた施策の在り方について、引き続き検討を進める。</p>
		政策の達成目標	民間企業による知的財産によるアウトプットへのインセンティブを高め、研究開発成果の事業化・社会実装を促進する。
		租税特別措置の適用又は延長期間	期限の定め無し
		同上の期間中の達成目標	政策の達成目標と同じ
		政策目標の達成状況	—

	有効性	要望の措置の適用見込み	本制度の措置により、民間企業による研究開発成果の事業化・社会実装の促進が見込まれる。
		要望の措置の効果見込み(手段としての有効性)	<p>英国では 2013 年にイノベーションボックス税制を導入。同国担当省庁（歳入税関庁）の報告によれば、イノベーションボックス税制の適用を受ける事業者は資本コストが引き下げられ、投資促進につながり、特許を商業化しようとすることから、結果として英国内への投資を 10%増加させる効果が示されている。</p> <p>我が国においても、イノベーションボックス税制を措置し、研究開発環境の国際的イコールフッティングを実現することで、我が国のイノベーション拠点としての競争力を強化するとともに、知的財産の創出に向けた研究開発投資の促進が見込まれる。</p>
相当性		当該要望項目以外の税制上の措置	地方税についても同様の要望を行っている。
		予算上の措置等の要求内容及び金額	—
		上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—
		要望の措置の妥当性	<p>我が国では研究開発のアウトプットへのインセンティブとなる税制が存在しない一方、欧州及びアジア各国ではイノベーションボックスを導入し、その考え方が広がりを見せている。</p> <p>現状のままアウトプットに着目した優遇措置を我が国に導入しないとすると、収益性の高い事業を生む可能性の高い研究開発投資であればあるほど、税制がないことによる相対的な競争環境の劣後のインパクトは大きくなることが想定される。</p> <p>イノベーションボックスを導入し国際的イコールフッティングを図ることにより、我が国のイノベーション環境を整備することができると考えられる。</p>

これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項	租税特別措置の適用実績	—
	租特透明化法に基づく適用実態調査結果	—
	租税特別措置の適用による効果(手段としての有効性)	—
	前回要望時の達成目標	—
	前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	—
これまでの要望経緯	—	—

項 目 名	技術研究組合の所得の計算の特例の延長								
税 目	法人税								
要 望 の 内 容	<p>適用期限を令和9年3月31日まで3年間延長する。</p> <p><関係条文> 租税特別措置法第66条の10 租税特別措置法施行令第39条の21</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding: 2px;">平年度の減収見込額</td> <td style="padding: 2px;">－ 百万円</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">(制度自体の減収額)</td> <td style="padding: 2px;">(▲100 百万円)</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">(改正増減収額)</td> <td style="padding: 2px;">(－ 百万円)</td> </tr> </table>			平年度の減収見込額	－ 百万円	(制度自体の減収額)	(▲100 百万円)	(改正増減収額)	(－ 百万円)
平年度の減収見込額	－ 百万円								
(制度自体の減収額)	(▲100 百万円)								
(改正増減収額)	(－ 百万円)								
新 設 ・ 拡 充 又 は 延 長 を 必 要 と す る 理 由	<p>(1) 政策目的</p> <p>試験研究を協同して行う技術研究組合について、円滑な研究開発事業を実施するための環境整備を通じて、共同研究及び研究開発投資の促進を図る。</p> <p>(2) 施策の必要性</p> <p>技術研究組合は複数の企業・大学・研究機関等による共同研究を目的とした法人である。技術研究組合は比較的短期間で組成することが可能であるとともに、法人格を持つことで安定的な試験研究環境を保持し、中長期的な研究計画等に合意できるため、高度な共同研究を効率よく実施できる。また、研究成果の実用化に向けて技術研究組合を会社化する動きや、従来活用の少なかった半導体分野等の研究開発において活用事例が見られるなど、技術研究組合はオープンイノベーションの促進に引き続き貢献している。</p> <p>技術研究組合の事業費は賦課金として組合員が負担しているが、設立後早期に大型の研究開発設備の導入が必要となり、多額の投資を行うケースが多い。その際に、賦課金（益金）の額が減価償却の額（損金）を大幅に上回ることになり、この差分に係る税負担が発生すると、研究開発の原資が減少し、円滑な事業遂行に支障が生じかねない。</p> <p>技術研究組合による共同研究及び研究開発投資の促進に向けて、事業実施にあたって必要となる資産（試験研究用資産）の取得の際の税制上の措置（圧縮記帳制度）を講じることにより、技術研究組合の研究設備の取得を後押しすることが必要である。また、他の非出資制の法人形態においても同様の措置が講じられていることから、他の法人形態との税制上のイコールフットリングにより研究開発体制の自由な選択を可能とすることで、円滑な研究開発環境を整備する必要がある。</p>								

今回の要望（租税特別措置）に関連する事項	合理性	政策体系における政策目的の位置付け	<p>基本目標ⅩⅡ 国民生活の向上に関わる科学技術及び医薬品等の研究開発の振興並びに保健衛生分野の調査研究の充実を図ること</p> <p>施策大目標2 研究を支援する体制を整備すること</p> <p>施策目標2-1 厚生労働科学研究事業の適正かつ効果的な実施及び医薬品等の研究開発の促進並びに保健衛生分野の調査研究の充実を図ること</p>																																
		政策の達成目標	<p>技術研究組合は、イノベーションの創出や成長性の高い成果の創出を目的に、産学官の垣根を超えた共同研究に取り組むものである。</p> <p>本制度の目標は、本税制適用期間中に技術研究組合の新設により技術研究組合の事業費を増加させることである。</p>																																
		租税特別措置の適用又は延長期間	令和6年4月1日～令和9年3月31日（3年間）																																
		同上の期間中の達成目標	技術研究組合の新設により技術研究組合の事業費を増加させること。																																
		政策目標の達成状況	<p>○技術研究組合の新設数と事業費</p> <p>令和3年度から令和5年度の技術研究組合の新設数は12件と目標（12件）を達成。他方、同期間中の事業費総額は、令和元年度に大型プロジェクトでの大規模な資産取得があったことから、前適用期間（平成30年度から令和2年度）の事業費総額よりも下回っている。</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>令和元年度</th> <th>令和2年度</th> <th>令和3年度</th> <th>令和4年度</th> <th>令和5年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>事業費（百万円）</td> <td>53,485</td> <td>39,464</td> <td>41,400</td> <td>37,703</td> <td>42,551</td> </tr> <tr> <td>1組合当たり事業費（百万円）</td> <td>955</td> <td>718</td> <td>726</td> <td>686</td> <td>747</td> </tr> <tr> <td>設立組合数</td> <td>6</td> <td>3</td> <td>4</td> <td>6</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>組合数</td> <td>56</td> <td>55</td> <td>57</td> <td>55</td> <td>57</td> </tr> </tbody> </table> <p>※令和5年3月までに設立された全組合を対象に実施した調査に基づき算出。令和5年度の設立組合数は8月末現在の実績、組合数は8月末現在における見込み。</p>					区分	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	事業費（百万円）	53,485	39,464	41,400	37,703	42,551	1組合当たり事業費（百万円）	955	718	726	686	747	設立組合数	6	3	4	6	2	組合数	56	55	57
区分	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度																														
事業費（百万円）	53,485	39,464	41,400	37,703	42,551																														
1組合当たり事業費（百万円）	955	718	726	686	747																														
設立組合数	6	3	4	6	2																														
組合数	56	55	57	55	57																														
有効性	要望の措置の適用見込み	○適用件数の見込み																																	
		<table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区分</th> <th colspan="4">過去の実績</th> <th rowspan="2">令和5年度（見込み）</th> </tr> <tr> <th>令和元年度</th> <th>令和2年度</th> <th>令和3年度</th> <th>令和4年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>適用件数（組合数）</td> <td>14</td> <td>12</td> <td>11</td> <td>15</td> <td>9</td> </tr> </tbody> </table>	区分	過去の実績				令和5年度（見込み）	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	適用件数（組合数）	14	12	11	15	9																	
区分	過去の実績				令和5年度（見込み）																														
	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度																															
適用件数（組合数）	14	12	11	15	9																														

		※令和5年3月までに設立された全組合の適用件数（経産省調査）に基づき記載。
	要望の措置の 効果見込み (手段としての有効性)	<p>令和5年度に経済産業省が実施した調査によると、本税制が廃止された場合に組合運営に影響が生じると回答した組合数は21（アンケート有効対象組合数：38）あり、過半数が影響あり、と回答している。</p> <p>具体的には、「（圧縮記帳制度がなければ）賦課金収益による課税が先行し、その分の費用については、組合員にさらなる賦課金を求めることになる」、「実証研究において、必要不可欠な設備投資に大きな効果がある」、「圧縮記帳制度がなくなることで、研究の品質の犠牲もありうる」等の回答があった。</p> <p>上記の回答を踏まえると、本税制により設備投資を要する大型の研究開発投資を安定的に行うことができ、研究開発の規模・品質の維持に貢献していると認められる。</p> <p>なお、令和5年度における本税制による技術研究組合の設備投資の押し上げ効果（※）を試算すると、本税制による減収額の約3.8倍となる。</p> <p>※押し上げ効果＝①押し上げ額÷②減収額 ①押し上げ額＝各組合の損金算入額×各組合の押し上げ率 ②減収額＝利益法人の適用額×法人税率（23.2%）</p>
相当性	当該要望項目以外の税制上の措置	—
	予算上の措置等の要求内容及び金額	—
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—
	要望の措置の妥当性	<p>制度創設後10年以上が経過しているが、現在、オープンイノベーションや研究開発投資の重要性が増している中で、協調領域においてリスクが大きい分野等の研究開発に強みを有する技術研究組合は重要な役割を担っている。最近では技術研究組合と大学等との共同研究も活発化しており、今後も技術研究組合の更なる利活用が期待される。</p> <p>また、技術研究組合の研究開発の対象範囲は幅広い産業に裨益する協調領域であり、研究開発や実用化開発の基盤技術の確立を目指すものであるため、本税制措置を講じることは妥当である。</p> <p>なお、技術研究組合と同様の非出資制の協同組合は法人税法本則上（法人税法第46条）で圧縮記帳が認められているが、技</p>

		術研究組合は本税制により圧縮記帳が認められていることによりイコールフットイングとなっている。																								
これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項	租税特別措置の適用実績	<p>令和元年度から令和5年度までの実績を踏まえると、適用件数は概ね安定して推移している。</p> <p>また、自動車、エネルギー、化学等幅広い業種で適用されており、最近では、バイオ、水素、半導体等とさらに広がりつつあり、適用者が特定の業種に偏っているということはない。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>令和元年度</th> <th>令和2年度</th> <th>令和3年度</th> <th>令和4年度(推計)</th> <th>令和5年度(見込み)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>適用件数</td> <td>14 (13)</td> <td>12 (14)</td> <td>11</td> <td>15</td> <td>9</td> </tr> <tr> <td>適用額(百万円)</td> <td>6,608 (6,606)</td> <td>1,429 (2,453)</td> <td>609</td> <td>985</td> <td>1,129</td> </tr> <tr> <td>減収額(百万円)</td> <td>90 (899)</td> <td>25 (334)</td> <td>124</td> <td>77</td> <td>89</td> </tr> </tbody> </table> <p>※令和元～3年度は、「租特透明化法に基づく適用実態調査結果」に基づき記載、算出。 ※令和4、5年度については、令和5年3月までに設立された全組合の適用件数（経産省調査）に基づき記載。</p> <p>（減収額算定式について） 適用額×法人税率（23.2%）×係数（0.338） 係数：令和元～3年度「租特透明化法に基づく適用実態調査結果」の「業種別・所得階級別適用件数及び適用額」より算出。 （各年度の利益法人の適用額 / 適用額合計の平均）</p>	区分	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度(推計)	令和5年度(見込み)	適用件数	14 (13)	12 (14)	11	15	9	適用額(百万円)	6,608 (6,606)	1,429 (2,453)	609	985	1,129	減収額(百万円)	90 (899)	25 (334)	124	77	89
	区分	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度(推計)	令和5年度(見込み)																				
	適用件数	14 (13)	12 (14)	11	15	9																				
	適用額(百万円)	6,608 (6,606)	1,429 (2,453)	609	985	1,129																				
	減収額(百万円)	90 (899)	25 (334)	124	77	89																				
	租特透明化法に基づく適用実態調査結果	<p>① 租税特別措置法の条項 第66条の10、第68条の94</p> <p>② 適用件数： 11件（令和3年度）</p> <p>③ 適用額： 609百万円（令和3年度）</p>																								
租税特別措置の適用による効果（手段としての有効性）	<p>令和5年度に経済産業省が実施した調査によると、本税制があったことにより、技術研究組合による試験研究が円滑に実施できた等の意見が多数存在することから、本税制の存在は、「技術研究組合の新設数と事業費を増加させる」という政策目標の達成に有効であると考えるところ。</p> <p>技術研究組合の事業費について、令和5年度（約412億円）は令和4年度（約377億円）より増加する見込みである。</p>																									
前回要望時の達成目標	<p>本税制の適用期間中に技術研究組合を12件新設することにより、研究開発投資に対する指標である技術研究組合の事業費を増加させること。</p>																									
前回要望時からの達成度及び目標に達している	<p>令和3年度から令和5年度における技術研究組合の新設数は12件と目標を達成。他方、同期間における事業費は、令和元年度に大型プロジェクトでの大規模な資産取得があったことから、前適用期間よりも下回っている。</p>																									

	ない場合の理由	
<p style="text-align: center;">これまでの 要望経緯</p>		<p>昭和 36 年度 創設 昭和 55 年度 適用期限設定（5 年間） 昭和 60 年度 適用期限延長（2 年間） 昭和 62 年度 適用期限延長（2 年間） 平成元年度 適用期限延長（2 年間） 平成 3 年度 適用期限延長（2 年間） 平成 5 年度 適用期限延長（2 年間） 平成 7 年度 適用期限延長（2 年間） 平成 9 年度 適用期限延長（2 年間） 平成 11 年度 適用期限延長（2 年間） 平成 13 年度 適用期限延長（2 年間） 平成 15 年度 適用期限延長（2 年間） 平成 17 年度 適用期限延長（2 年間） 平成 19 年度 適用期限延長（2 年間） 平成 21 年度 適用期限延長（2 年間） 〔平成 21 年 6 月、鉱工業技術研究組合法から技術研究組合法へ改正〕 平成 23 年度 適用期限延長（2 年間） 試験研究用資産の範囲から土地並びに建物及びその附属設備を除外 平成 25 年度 適用期限延長（2 年間） 平成 27 年度 適用期限延長（3 年間） 試験研究用資産の範囲から土地の上に存する権利を除外 平成 30 年度 適用期限延長（3 年間） 令和 3 年度 適用期限延長（3 年間） 試験研究用資産の範囲から鉱業権を除外</p>

令和6年度税制改正要望事項（新設・拡充・延長）

（厚生労働省医薬・生活衛生局生活衛生課）

項目名	中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例措置の延長		
税目	所得税、法人税		
要望の内容	<p>【要望事項】 適用期限を2年延長する。（令和8年3月31日まで）</p> <p>【制度概要】 中小企業者等が取得価額30万円未満の減価償却資産を取得した場合、当該減価償却資産の年間の取得価額の合計額300万円を限度として、全額損金算入できる制度。</p> <p>（関係条文）</p> <p>○所得税 租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第28条の2 租税特別措置法施行令（昭和32年政令第43号）第18条の5</p> <p>○法人税 租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第67条の5 租税特別措置法施行令（昭和32年政令第43号）第39条の28</p>		
		平年度の減収見込額	－ 百万円
		（制度自体の減収額）	（▲37,200 百万円）
		（改正増減収額）	（－ 百万円）

新設・拡充又は延長を必要とする理由

(1) 政策目的

中小企業は我が国雇用の7割を支える重要な存在である。中小企業は人手不足や不透明な経済情勢・海外情勢に直面しており、加えて、インボイス制度や電子帳簿保存法への対応に迫られていることから、中小企業の事務負担の軽減を図ることが必要。また、事務効率の向上等に資する設備投資を促進させることも図る。

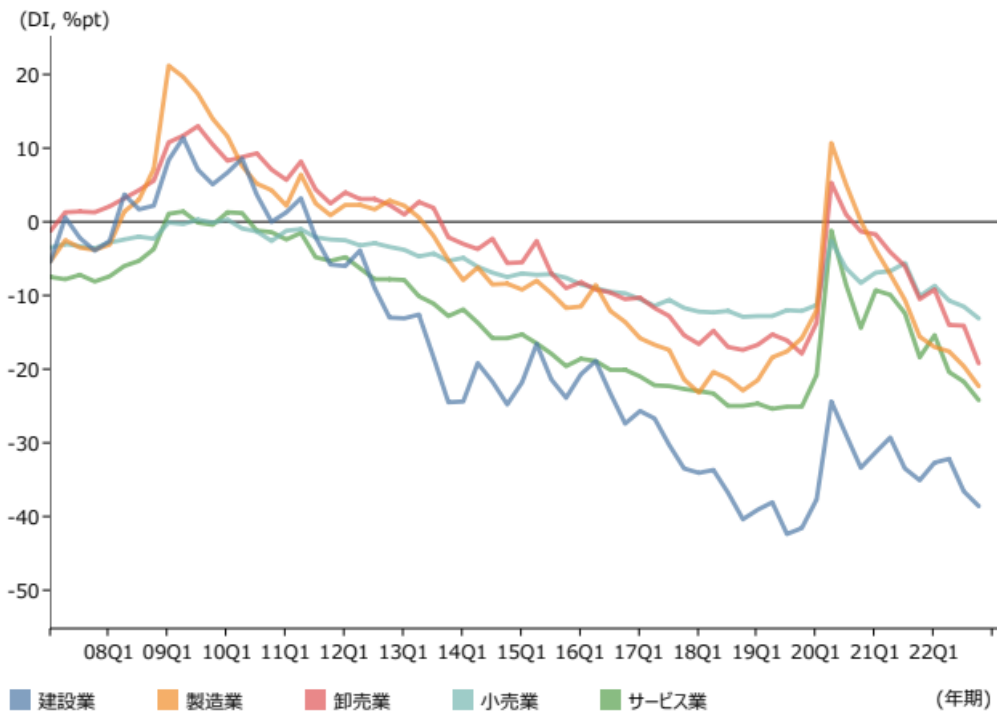
(2) 施策の必要性

中小企業は人員確保が困難な中でバックオフィスに十分な人員を割けないことが多く、また、一定のスキルが必要な経理人材を十分に確保することは困難であることから、本税制措置により減価償却資産の管理等に係る経理事務の負担軽減を図ることは不可欠である。

中小企業庁が実施した委託調査によれば、本税制措置を利用した中小企業のうち、59.7%がパソコンを取得している。また、情報機器や情報処理ソフトウェア等の関連設備の取得も一定程度あり、直接・間接部門における事業効率向上につながる設備を導入している。

そのため、本税制措置により、減価償却資産の管理や納税等に係る事務負担の軽減、事務処理能力の向上に資する少額資産の取得を促進することによる事業効率の向上を図ることが必要不可欠である。

<参考> 中小企業の従業員数過不足DIの推移



資料：中小企業庁・（独）中小企業基盤整備機構「中小企業景況調査」

（注）従業員数過不足DIとは、従業員の今期の状況について、「過剰」と答えた企業の割合（％）から、「不足」と答えた企業の割合（％）を引いたもの。

（出典） 中小企業景況調査

今回の要望（租税特別措置）に関連する事項	合理性	政策体系における政策目的の位置付け	<p>基本目標Ⅱ：安心・快適な生活環境づくりを衛生的観点から推進すること</p> <p>施策大目標5：生活衛生関係営業の振興等により、衛生水準の向上を図ること</p> <p>施策目標5-1：生活衛生関係営業の振興等を通じて、公衆衛生の向上・増進及び国民生活の安定に寄与すること</p>
		政策の達成目標	<p>本税制措置が中小企業の事務負担に配慮して創設された経緯を踏まえ、中小企業全体の事務処理能力・事業効率の向上に係る指標として、間接部門にかかる費用の増減を計測する観点から売上高に対する販売費及び一般管理費の比率をメルクマールとする。また、中小企業における当該比率が27%程度、それ以外の企業における当該比率が16%程度であることを踏まえ、中小企業における当該比率が20%以下の水準に到達することを目指す。</p>
		租税特別措置の適用又は延長期間	令和6年4月1日～令和8年3月31日まで（2年間）
		同上の期間中の達成目標	売上高に対する販売費及び一般管理費の比率20%以下の水準に到達することを目指す。
		政策目標の達成状況	<p>売上高に対する販売費及び一般管理費（資本金1億円未満の企業）の比率</p> <p>平成29年度 26.5%</p> <p>平成30年度 27.8%</p> <p>令和元年度 28.5%</p> <p>令和2年度 29.7%</p> <p>令和3年度 29.7%</p> <p>（参考）資本金1億円以上の企業における当該比率の状況</p> <p>平成29年度 16.0%</p> <p>平成30年度 15.1%</p> <p>令和元年度 16.0%</p> <p>令和2年度 16.9%</p> <p>令和3年度 16.5%</p> <p>（出典）財務省「法人企業統計調査（年次別）」より試算</p>
有効性	要望の措置の適用見込み	<p>令和6年度 法人：786,940社、個人：64,784者</p> <p>令和7年度 法人：832,582社、個人：68,542者</p>	

	要望の措置の 効果見込み(手段としての有効性)	本税制措置により、中小企業における減価償却資産の管理・納税等に係る事務負担の軽減や、事務の効率化に資する情報通信関連の機器が多く導入されることによる事業効率の向上等が図られている。	
相 当 性	当該要望項目以外の税制上の措置	—	
	予算上の措置等の要求内容及び金額	—	
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—	
	要望の措置の妥当性	中小企業は従業員数が少ないことが多く、一定のスキルが必要な経理人材を十分に確保することが困難であることを踏まえれば、取得価額 30 万円未満の少額減価償却資産の全額損金算入を認めることにより、減価償却資産の管理・納税等に係る事務負担の軽減、パソコン等の取得促進による事務処理能力・事業効率の向上等の効果が得られることから、措置として妥当である。	
こ れ ま だ の 租 税 特 別 措 置 の 適 用 実 績 と 効 果 に 関 連 す る 事 項	租 税 特 別 措 置 の 適 用 実 績	○主な少額減価償却資産の特例の利用業種（令和3年度）	
		業種	割合
		サービス業	31.0%
		建設業	18.9%
		製造業	12.1%
		小売業	8.8%
		不動産業	8.7%
		卸売業	7.3%
		料理飲食旅館業	4.6%
		運輸通信公益事業	3.1%
		その他の製造業	2.4%
		その他	2.2%
		農林水産業	1.9%
金属製品製造業	1.8%		
(出典) 財務省「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書（令和5年2月国会提出）」			

	租特透明化法に基づく適用実態調査結果	<p>①租税特別措置法の条項：第 67 条の 5</p> <p>②適用件数：665,130 件（令和 3 年度）</p> <p>③適用額：3,751 億円（令和 3 年度）</p>
	租税特別措置の適用による効果（手段としての有効性）	<p>本税制措置は、取得価額 30 万円未満の少額減価償却資産の全額損金算入を認めることによる減価償却資産の管理・納税等に係る事務負担の軽減や事務処理能力・事業効率の向上を図ることを目的としているところ、本税制措置創設以降、中小企業庁が実施した委託調査によると、税務申告書類の作成等について、平均約 3 時間の事務負担の軽減につながっている。</p>
	前回要望時の達成目標	<p>中小企業は我が国雇用の 7 割を支える重要な存在である。中小企業は深刻な人手不足や不透明な経済情勢・海外情勢に直面しており、中小企業の事務負担の軽減を図るとともに、事務効率の向上等に資する設備投資を促進させることで、中小企業の活力向上を図る。</p>
	前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	<p>本税制措置による事務負担の軽減により、中小企業における間接部門にかかる費用は一定程度軽減に寄与していると考えられる。しかし、人手不足等に直面している中小企業において、人件費の増加等により、売上高に対する販売費及び一般管理費比率は 20% を上回る状況であり、目標達成には至っていない。（上記「政策目標の達成状況」参照）</p>
これまでの要望経緯		<p>平成 15 年度 創設</p> <p>平成 18 年度 損金算入額の上限を年間 300 万円とした上で 2 年間の延長（平成 20 年 3 月末まで）</p> <p>平成 20 年度 2 年間の延長（平成 22 年 3 月末まで）</p> <p>平成 22 年度 2 年間の延長（平成 24 年 3 月末まで）</p> <p>平成 24 年度 2 年間の延長（平成 26 年 3 月末まで）</p> <p>平成 26 年度 2 年間の延長（平成 28 年 3 月末まで）</p> <p>平成 28 年度 適用対象を従業員 1,000 人以下の事業者に限定した上で 2 年間の延長（平成 30 年 3 月末まで）</p> <p>平成 30 年度 2 年間の延長（令和 2 年 3 月末まで）</p> <p>令和 2 年度 適用対象を従業員 500 人以下の事業者に限定した上で 2 年間の延長（令和 4 年 3 月末まで）</p> <p>令和 4 年度 対象資産から貸付け（主要な事業として行われるものを除く。）の用に供した資産を除外した上で 2 年間の延長（令和 7 年 3 月末）</p>

令和6年度税制改正要望事項（新設・拡充・延長）

（厚生労働省医薬・生活衛生局生活衛生課）

項目名	中小企業・小規模事業者の再編・統合等に係る税負担の軽減措置の延長			
税目	登録免許税			
要 望 の 内 容	<p>【要望事項】 適用期限を2年延長する。（令和8年3月31日まで）</p> <p>【制度概要】 認定を受けた経営力向上計画に基づいて合併や会社分割等の再編・統合を行った際に発生する登録免許税を以下のとおり軽減する。</p>			
			通常税率	計画認定による 軽減税率
	不動産の所有権 移転の登記	合併による移転 の登記	0.4%	0.2%
		分割による移転 の登記	2.0%	0.4%
		その他の原因に よる移転の登記	2.0%	1.6%
<p><関係条文> 租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第80条第3項 租税特別措置法施行規則（昭和32年大蔵省令第15号）第30条の2第5項</p>				
		平年度の減収見込額 (制度自体の減収額) (改正増減収額)	- 百万円 (▲17 百万円) (- 百万円)	

新設・拡充又は延長を必要とする理由

(1) 政策目的

親族以外への事業承継をより一層円滑に行える環境を整備することにより、経営者の後継者の不在を原因とした廃業を減少させ、優良な経営資源を有する中小企業・小規模事業者の事業継続を支援し、地域経済の活性化や雇用の維持を図る。

(2) 施策の必要性

平成 29 年には、経営者年齢のピークは 60 代後半であったが、令和 4 年には、この年齢層（70 代前半）の経営者が 3 割程度減少した。

他方で、70 代以上の経営者割合は依然として大きく、コロナ禍や物価高騰等の急激な経営環境の変化により、事業承継の具体的な検討が遅れている影響が考えられる。

加えて、今後事業承継を本格的に検討していく 60 代経営者も、平成 29 年と同規模存在している。

このような状況において、平成 30 年に法人向けの事業承継税制が抜本的に拡充され、平成 31 年に個人事業者向けの事業承継税制が創設されたところ、事業承継をより一層後押しすべく、第三者への事業承継を促す施策を講じる必要がある。

事業承継にあたり、親族以外に事業承継（事業譲渡や M&A など）し、経営資源の統合や知見をもった経営者等に事業を引き継ぐことで、サプライチェーンや地域経済の活力維持、発展につながっているケースも近年見られる。

本税制措置は平成 30 年度税制改正により創設されたものであるが、上記のような第三者への事業承継をより一層後押しするため、本税制措置の延長が必要。

○経済財政運営と改革の基本方針 2023 加速する新しい資本主義～未来への投資の拡大と構造的賃上げの実現～（令和 5 年 6 月 16 日閣議決定）

第 2 章 新しい資本主義の加速

5. 地域・中小企業の活性化（中堅・中小企業の活力向上）
地域経済を支える中堅・中小企業の活力を向上させ、良質な雇用の創出や経済の底上げを図る。このため、成長力のある中堅企業の振興や売上高 100 億円以上の企業など中堅企業への成長を目指す中小企業の振興を行うため、予算・税制等により、集中支援を行う。具体的には、M&A や外需獲得、イノベーションの支援、伴走支援の体制整備等に取り組む。

また、GX、DX、人手不足等の事業環境変化への対応を後押ししつつ、切れ目のない継続的な中小企業等の事業再構築・生産性向上の支援、円滑な事業承継の支援や、新規に輸出に挑戦する 1 万者の支援を行う。あわせて、地域の社会課題解決の担い手となり、インパクト投資等を呼び込む中小企業（いわゆるゼブラ企業など）の創出と投資促進、地域での企業立地を促す工業用水等の産業インフラ整備や、地域経済を牽引する中堅企業の人的投資等を通じた成長の促進に取り組む。

今回の要望（租税特別措置）に関連する事項	合理性	政策体系における政策目的の位置付け	<p>基本目標Ⅱ：安心・快適な生活環境づくりを衛生的観点から推進すること</p> <p>施策大目標5：生活衛生関係営業の振興等により、衛生水準の向上を図ること</p> <p>施策目標5-1：生活衛生関係営業の振興等を通じて、公衆衛生の向上・増進及び国民生活の安定に寄与すること</p>																				
		政策の達成目標	<p>本税制措置は、後継者難に苦しむ中小企業・小規模事業者について第三者への円滑な事業承継を促進し、優良な経営資源を有する中小企業の事業の継続を図り、もって地域経済の活力維持を実現する。</p>																				
		租税特別措置の適用又は延長期間	<p>令和6年4月1日～令和8年3月31日（2年間）</p>																				
		同上の期間中の達成目標	<p>上記「政策の達成目標」に同じ</p>																				
		政策目標の達成状況	<p>休廃業・解散件数の推移を見ると、経営者の高齢化や後継者不足を背景に休廃業・解散件数は年々増加傾向にあり、約5万件となっている。経営者の後継者の不在を原因とした廃業を減少させ、優良な経営資源を有する中小企業・小規模事業者の事業継続を支援し、地域経済の活性化や雇用の維持を図るためにも、本税制措置により第三者への事業承継を促進することが必要不可欠。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年</th> <th>件数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>2013</td><td>34,800</td></tr> <tr><td>2014</td><td>33,475</td></tr> <tr><td>2015</td><td>37,548</td></tr> <tr><td>2016</td><td>41,162</td></tr> <tr><td>2017</td><td>40,909</td></tr> <tr><td>2018</td><td>46,724</td></tr> <tr><td>2019</td><td>43,348</td></tr> <tr><td>2020</td><td>49,698</td></tr> <tr><td>2021</td><td>44,377</td></tr> <tr><td>2022</td><td>49,625</td></tr> </tbody> </table> <p>（資料：東京商工リサーチ「2022年『休廃業・解散企業』動向調査」）</p>	年	件数	2013	34,800	2014	33,475	2015	37,548	2016	41,162	2017	40,909	2018	46,724	2019	43,348	2020	49,698	2021	44,377
年	件数																						
2013	34,800																						
2014	33,475																						
2015	37,548																						
2016	41,162																						
2017	40,909																						
2018	46,724																						
2019	43,348																						
2020	49,698																						
2021	44,377																						
2022	49,625																						

有効性	要望の措置の適用見込み	<p>【適用数】</p> <p>令和6年度 2件 令和7年度 2件 (いずれも令和3年度、令和4年度認定実績を基に中小企業庁推計)</p> <p>【減収額】</p> <p>令和6年度 17百万円 令和7年度 17百万円 (いずれも令和3年度、令和4年度認定実績を基に中小企業庁推計)</p>
	要望の措置の効果見込み(手段としての有効性)	中小企業・小規模事業者の第三者への事業承継に向けた取組を行う者に対して、その課税負担を軽減するものであり、本税制措置は有効である。
相当性	当該要望項目以外の税制上の措置	中小企業の経営資源の集約化に資する税制(中小企業投資損失準備金、中小企業経営強化税制)
	予算上の措置等の要求内容及び金額	<p>(中小企業庁において措置)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業承継・事業引継ぎ推進事業(令和4年度第2次補正予算 中小企業生産性革命推進事業 2,000億円の内数) ・事業承継総合支援事業(令和4年度第2次補正予算 中小企業活性化・事業承継総合支援事業 67億円の内数、令和5年度当初予算 157億円の内数)
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	事業承継円滑化のための総合的支援策として、上記の予算措置等を講じている。このような総合的な支援を行うことにより、親族内承継・親族外承継、個人事業形態・会社形態、相続税負担の有無等にかかわらず、事業承継全般の支援が可能となる本特例は移転する不動産の登録免許税の軽減措置であり、重複した措置とはなっていない。
	要望の措置の妥当性	<p>中小企業・小規模事業者の円滑な事業承継の実現という政策目標を達成するには、全ての中小企業・小規模事業者が対象になりうる税制における措置を講ずることが適当。</p> <p>また、経営者の高齢化や後継者不足等を背景にして休廃業・解散件数が増加しており、第三者への事業承継を行う必要性が強まっている中で、事業承継時の不動産移転に伴う事業者の負担を軽減することにより円滑な事業承継を可能とするための措置であり、円滑な事業承継の促進という目的に照らし妥当な措置である。</p>

これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項	租税特別措置の適用実績	<p>【適用件数】</p> <p>令和3年度 3件 令和4年度 1件</p> <p>【減収額（認定実績より推計）】</p> <p>令和3年度 30百万円 令和4年度 3百万円</p>
	租特透明化法に基づく適用実態調査結果	—
	租税特別措置の適用による効果（手段としての有効性）	中小企業・小規模事業者の第三者への事業承継に向けた取組を行う者に対して、その課税負担を軽減するものであり、本税制措置は有効である。
	前回要望時の達成目標	本税制措置は、後継者難に苦しむ中小企業・小規模事業者について第三者への円滑な事業承継を促進し、優良な経営資源を有する中小企業の事業の継続を図り、もって地域経済の活力維持を実現する。
	前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	休廃業・解散件数の推移を見ると、経営者の高齢化や後継者不足を背景に休廃業・解散件数は増加傾向にあること等から目標達成に至っていない。
これまでの要望経緯	<p>平成30年度 創設</p> <p>令和2年度 2年延長</p> <p>令和4年度 2年延長</p>	

令和6年度税制改正要望事項（新設・拡充・延長）

（厚生労働省医薬・生活衛生局生活衛生課）

項 目 名	法人版及び個人版事業承継税制の見直し及び延長							
税 目	相続税 贈与税							
要 望 の 内 容	<p>経営者の高齢化の進展等を踏まえ、中小企業の事業承継を後押しし、生産性向上・成長を支援する観点から、非上場株式等についての納税猶予及び免除の特例（法人版事業承継税制）・個人の事業用資産についての納税猶予及び免除（個人版事業承継税制）について、承継計画の申請期限の延長を行うとともに、本税制の適用期間における事業承継の取組等も踏まえ、円滑な事業承継の実施のために必要な措置について検討する。</p> <p>（関係条文） 租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第70条の6の8から第70条の7の8まで 租税特別措置法施行令（昭和32年政令第43号）第40条の7の8から第40条の8の8まで 租税特別措置法施行規則（昭和32年大蔵省令第15号）第23条の8の8から第23条の12の5まで</p>							
		<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td>平年度の減収見込額</td> <td style="text-align: right;">－ 百万円</td> </tr> <tr> <td>（制度自体の減収額）</td> <td style="text-align: right;">（▲119,000 百万円）</td> </tr> <tr> <td>（改正増減収額）</td> <td style="text-align: right;">（－ 百万円）</td> </tr> </table>	平年度の減収見込額	－ 百万円	（制度自体の減収額）	（▲119,000 百万円）	（改正増減収額）	（－ 百万円）
平年度の減収見込額	－ 百万円							
（制度自体の減収額）	（▲119,000 百万円）							
（改正増減収額）	（－ 百万円）							

新設・拡充又は延長を必要とする理由	<p>(1) 政策目的</p> <p>経営承継の一層の円滑化により経営者の高齢化や後継者不足を原因とした廃業を減少させることで、技術力やサービス等を含む優良な経営資源を有する中小企業の事業の継続に繋げ、ひいては地域経済の活力維持・発展を実現する。</p> <p>(2) 施策の必要性</p> <p>法人版事業承継税制（特例措置）の創設当時（平成 29 年）には、経営者年齢のピークは 60 代後半であったが、令和 4 年には、この年齢層（70 代前半）の経営者が 3 割程度減少した。</p> <p>他方で、70 代以上の経営者割合は依然として大きく、コロナ禍や物価高騰等の急激な経営環境の変化により、事業承継の具体的な検討が遅れている影響が考えられる。</p> <p>加えて、今後事業承継を本格的に検討していく 60 代経営者も、特例措置の創設時（平成 29 年）と同規模存在している。</p> <p>このような状況等を踏まえ、適用期間における事業承継の取組を後押しするためにも、法人版（特例措置）・個人版事業承継税制の承継計画の申請期限の延長を行うことが必要。加えて、中小企業の事業承継の取組を踏まえ、今後の円滑な事業承継の実施のための検討が必要。</p>	
	今回の要望（租税特別措置）	合理性
	政策の達成目標	<p>相続税・贈与税の負担が障害となり円滑な事業承継に取り組めていない中小企業・小規模事業者の経営者について、税負担を軽減することにより円滑かつ早期の事業承継を実現させ、事</p>

業の継続・発展を通じた地域経済の活性化や雇用の維持を図る。

租税特別措置の適用又は延長期間

法人版事業承継税制
 (一般措置) 期限の定めなし。
 (特例措置) 令和9年末まで。
 個人版事業承継税制 令和10年末まで。

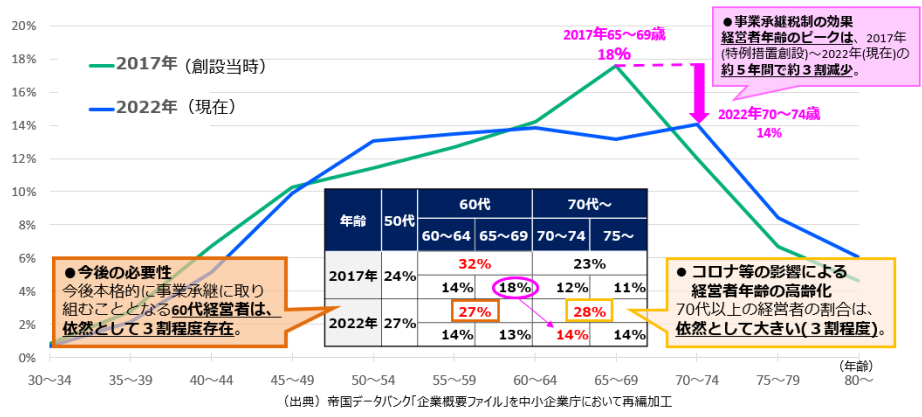
同上の期間中の達成目標

政策の達成目標と同じ。

政策目標の達成状況

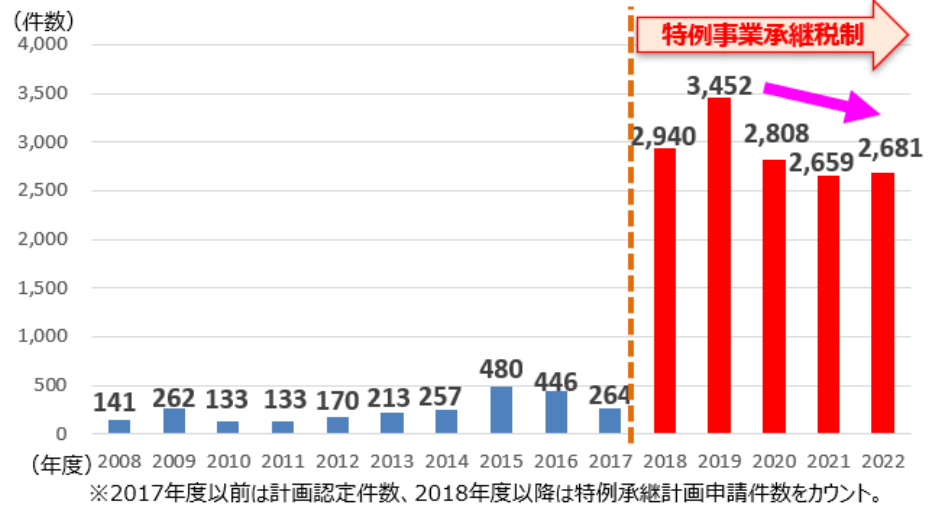
法人版事業承継税制(特例措置)の創設当時(平成29年)には、経営者年齢のピークは60代後半であったが、令和4年には、この年齢層(70代前半)の経営者が3割程度減少した。
 他方で、70代以上の経営者割合は依然として大きく、コロナ禍や物価高騰等の急激な経営環境の変化により、事業承継の具体的な検討が遅れている影響が考えられる。
 加えて、今後事業承継を本格的に検討していく60代経営者も、特例措置の創設時(平成29年)と同規模存在している。

経営者年齢の推移



法人版事業承継税制は、平成 30 年度の特例措置創設後に急激に活用件数が増加したものの、令和 2 年度～令和 3 年度はコロナ禍の影響で件数が減少した。

事業承継税制（法人版）の活用件数の推移



※平成 29 年度以前は計画認定件数、平成 30 年度以降は特例承継計画申請件数をカウント

有効性

要望の措置の適用見込み

制度の適用を受ける全ての中小企業者が適用対象となりうる。適用見込み約 3,000 件/年（平成 30 年度実績と同程度の水準で特例承継計画の提出があるものと仮定）

要望の措置の効果見込み(手段としての有効性)

制度の適用を受ける中小企業者の事務負担が軽減されること等により、制度活用のより一層の促進に繋がる。

相当性

当該要望項目以外の税制上の措置

- ・ 小規模宅地等についての相続税の課税価格の計算の特例（租特法第 69 条の 4）
- ・ 相続財産に係る株式をその発行した上場会社等以外の株式会社に譲渡した場合のみなし配当課税の特例（租特法第 9 条の 7）

		<p>予算上の措置等の要求内容及び金額</p>	<p>(中小企業庁において措置) 事業承継円滑化のための総合的支援策として、下記の予算措置等を講じている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業承継・事業引継ぎ推進事業（令和4年度第2次補正予算中小企業生産性革命推進事業 2,000億円の内数） ・事業承継総合支援事業（令和4年度第2次補正予算中小企業活性化・事業承継総合支援事業 67億円の内数、令和5年度当初予算 157億円の内数）
		<p>上記の予算上の措置等と要望項目との関係</p>	<p>今後事業承継を本格的に検討していく経営者やコロナ禍や物価高騰等の急激な経営環境の変化により事業承継の具体的な検討が遅れている経営者の状況を踏まえ、引き続き、円滑かつ早期の事業承継を実現させる必要がある。</p>
		<p>要望の措置の妥当性</p>	<p>今後事業承継を本格的に検討していく経営者やコロナ禍や物価高騰等の急激な経営環境の変化により事業承継の具体的な検討が遅れている経営者の状況を踏まえ、引き続き、円滑かつ早期の事業承継を実現させる必要がある。</p>
<p>これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項</p>	<p>租税特別措置の適用実績</p>	<p><平成30年度> 特例承継計画の申請件数：2,940件</p> <p><令和元年度> 特例承継計画の申請件数：3,452件</p> <p><令和2年度> 特例承継計画の申請件数：2,808件</p> <p><令和3年度> 特例承継計画の申請件数：2,659件</p> <p><令和4年度> 特例承継計画の申請件数：2,681件</p> <p>※令和5年8月時点</p>	
	<p>租特透明化法に基づく適用実態調査結果</p>	<p>—</p>	

	<p>租税特別措置の適用による効果（手段としての有効性）</p>	<p>中小企業の後継者が先代の経営者から当該中小企業の株式等の贈与・相続等を受けた場合に、一定の要件を満たしたときは、その株式等に係る贈与税・相続税が猶予及び免除されるため、後継者の税負担の軽減が図られ、事業承継に寄与する。</p>
	<p>前回要望時の達成目標</p>	<p>相続税・贈与税の負担が障害となり円滑な事業承継に取り組めていない中小企業・小規模事業者の経営者について、税負担を軽減することにより円滑かつ早期の事業承継を実現させ、事業の継続・発展を通じた地域経済の活性化や雇用の維持を図る。</p>
	<p>前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由</p>	<p>—</p>
<p>これまでの要望経緯</p>	<p>平成 14 年度改正 取引相場のない株式等に対する相続税の課税価格の軽減措置の創設</p> <p>平成 15 年度改正 取引相場のない株式等に対する相続税の課税価格の軽減措置の要件緩和、相続時精算課税制度への適用</p> <p>平成 16 年度改正 取引相場のない株式等に対する相続税の課税価格の軽減措置の対象価額上限の引き上げ</p> <p>平成 18 年度改正 物納手続の改善</p> <p>平成 19 年度改正 種類株式の評価の明確化、特定同族株式に係る相続時精算課税の特例の創設</p> <p>平成 20 年度改正 平成 21 年度改正において「取引相場のない株式等に係る相続税・贈与税の納税猶予制度」を創設することを決定（税制改正大綱）</p> <p>平成 21 年度改正 平成 20 年度税制改正大綱を受け、非上場株式等に係る相続税・贈与税の納税猶予制度の創設</p>	

	<p>平成 22 年度改正 相続税・贈与税の納税猶予制度について、特別外国子会社に係る認定要件の明確化、納税猶予税額の計算方法の見直し等</p> <p>平成 23 年度改正 相続税・贈与税の納税猶予制度について、風俗営業会社等に係る特別子会社の要件の見直し等</p> <p>平成 25 年度改正 親族外承継の対象化、雇用の 5 年継続要件の見直し、贈与時の役員退任要件を代表者退任要件に変更等</p> <p>平成 27 年度改正 猶予継続贈与による免除規定の設置</p> <p>平成 29 年度改正 雇用要件の見直し、災害特例の創設、相続時精算課税との併用、切替確認時の中小企業要件の見直し等</p> <p>平成 30 年度改正 猶予割合・猶予対象株式数の見直し、対象者の拡充、雇用要件の弾力化、経営環境変化があった場合の免除制度、相続時精算課税制度との併用者の拡充 令和元年度改正贈与税の納税猶予における年齢要件の引下げ、資産管理型会社への該当要件の一部緩和、一定の場合における贈与税の納税湯世の免除届出の添付書類の不要、個人版事業承継税制の創設</p> <p>令和 2 年度改正 常時使用する従業員の定義の見直し</p> <p>令和 3 年度改正 後継者の役員要件の見直し、個人版事業承継税制において対象となる特定事業用資産の見直し</p> <p>令和 4 年度改正 法人版事業承継税制の特例承継計画の確認申請（提出）の期限を 1 年延長</p>
--	--

令和6年度税制改正要望事項（新設・拡充・延長）

（厚生労働省医薬・生活衛生局生活衛生課、雇用環境・均等局勤労者生活課、
社会・援護局福祉基盤課）

項 目 名	新型コロナウイルス感染症に関する特別貸付けに係る消費貸借に関する契約書に係る印紙税の非課税措置の延長		
税 目	印紙税		
要 望 の 内 容	<p>【株式会社日本政策金融公庫、独立行政法人福祉医療機構、労働金庫及び労働金庫連合会に係る措置】</p> <p>（新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律（令和2年法律第25号）第11条第1項・第2項、新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律施行令（令和2年政令第160号）第8条第1項第1号・第4項、租税特別措置法施行令（昭和32年政令第43号）第52条の3第3項第4号・第7号）</p> <p>（措置対象） 新型コロナウイルス感染症によりその経営に影響を受けた事業者</p> <p>（措置内容） 株式会社日本政策金融公庫、独立行政法人福祉医療機構、労働金庫及び労働金庫連合会が、新型コロナウイルス感染症によりその経営に影響を受けた事業者を対象に、特別貸付け等を行う場合の印紙税を非課税とするものであるが、新型コロナウイルス感染症の状況を見極めつつ、所要の措置を講ずる。</p>		
	平年度の減収見込額	－	百万円
	（制度自体の減収額）	（－	百万円）
	（改正増減収額）	（－	百万円）

<p>新設・拡充又は延長を必要とする理由</p>	<p>(1) 政策目的</p> <p>新型コロナウイルス感染症によりその経営に影響を受けた事業者に対して、株式会社日本政策金融公庫等が「新型コロナウイルス感染症特別貸付」等による資金繰り支援を行うことで、中小企業者等の資金繰りの円滑化を支援する。</p> <p>(2) 施策の必要性</p> <p>新型コロナウイルス感染症によりその影響を受けた事業者を支援するためには、引き続き、事業者の負担軽減を図り、個別の事業者の状況にあわせて、資金需要に適切に応えていく必要がある。</p>	
<p>今回の要望（租税特別措置）に関連する事</p>	<p>合理性</p> <p>政策体系における政策目的の位置付け</p>	<p>基本目標Ⅰ 安心・信頼してかけられる医療の確保と国民の健康づくりを推進すること</p> <p>施策大目標 1 地域において必要な医療を提供できる体制を整備すること</p> <p>施策目標 1-1 地域医療構想の推進等を通じ、新興感染症等への対応も含めた質の高い効率的な医療提供体制を整備するとともに、在宅医療・介護連携を図り、地域包括ケアシステムを構築すること</p> <p>基本目標Ⅱ 安心・快適な生活環境づくりを衛生的観点から推進すること</p> <p>施策大目標 5 生活衛生関係営業の振興等により、衛生水準の向上を図ること</p> <p>施策目標 5-1 生活衛生関係営業の振興等を通じて、公衆衛生の向上・増進及び国民生活の安定に寄与すること</p> <p>基本目標Ⅳ 女性の活躍推進や男女労働者の均等な機会と待遇の確保対策、非正規雇用労働者の待遇改善、ワーク・ライフ・バランスの実現等働き方改革を推進すること</p> <p>施策大目標 3 働き方改革により多様で柔軟な働き方を実現するとともに、勤労者生活の充実を図ること</p>

		<p>施策目標 3-2 豊かで安定した勤労者生活の実現を図ること</p> <p>基本目標Ⅷ ナショナル・ミニマムを保障し、社会変化に対応した福祉サービスを提供するとともに、自立した生活の実現や安心の確保等を図ること</p> <p>施策大目標 2 福祉・介護人材の養成確保を推進すること等により、福祉サービスの質の向上を図ること</p> <p>施策目標 2-1 福祉・介護人材の養成確保を推進すること等により、福祉サービスの質の向上を図ること</p>
	政策の達成目標	新型コロナウイルス感染症によりその経営に影響を受けた事業者に対して、「新型コロナウイルス感染症特別貸付」等による資金繰り支援を行うことで、資金繰りの円滑化を支援する。
	租税特別措置の適用又は延長期間	新型コロナウイルス感染症の影響の長期化を踏まえ、特別貸付けが延長された場合には、当該期限まで延長を行う。
	同上の期間中の達成目標	株式会社日本政策金融公庫、独立行政法人福祉医療機構、労働金庫及び労働金庫連合会が、新型コロナウイルス感染症によりその経営に影響を受けた事業者への資金繰りを支援する。
	政策目標の達成状況	—
有効性	要望の措置の適用見込み	適用対象者は、新型コロナウイルス感染症によりその経営に影響を受けた事業者である。
	要望の措置の効果見込み(手段としての有効性)	非課税措置の適用により、新型コロナウイルス感染症によりその経営に影響を受けた事業者の租税負担の軽減が見込まれる。
相当性	当該要望項目以外の税制上の措置	—
	予算上の措置等の要求内容及び金額	<ul style="list-style-type: none"> ・独立行政法人福祉医療機構 令和2年度1次補正予算額：1,250億円 令和2年度2次補正予算額：1兆3,535億円 令和2年度弾力追加：7,930億円 令和3年度当初予算額：1兆4,990億円 令和4年度当初予算額：6,096億円 令和5年度当初予算額：596億円 <ul style="list-style-type: none"> ・株式会社日本政策金融公庫 令和2年度1次補正予算額：287億円 令和2年度2次補正予算額：185億円 令和2年度3次補正予算額：588億円

			※令和3年度へ666億円繰越。
		上記の予算上の措置等と要望項目との関係	上記の予算上の措置等に基づいて新型コロナウイルス感染症によりその経営に影響を受けた事業者に対して、「新型コロナウイルス感染症特別貸付」等による資金繰り支援を行っている。
		要望の措置の妥当性	当該措置は、新型コロナウイルス感染症により経営に影響を受けた者に対する印紙税の負担軽減を図る上で有効な措置である。また、非課税対象も新型コロナウイルス感染症に関する特別貸付け等に限定されていることから、必要最低限の特例措置であり、妥当である。
これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項	租税特別措置の適用実績	—	
	租特透明化法に基づく適用実態調査結果	—	
	租税特別措置の適用による効果(手段としての有効性)	—	
	前回要望時の達成目標	—	
	前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	—	
	これまでの要望経緯	<p>当該措置は、新型コロナウイルス感染症によりその経営に影響を受けた中小企業者等の負担の軽減等を図る目的で「新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律」が施行される際に、財務省主税局主導で令和3年1月末を期限として実施された。</p> <p>令和3年度税制改正においては、令和3年1月末となっていた期限を令和4年3月末まで延長すること要望し、要望どおり延長された。</p> <p>令和4年度税制改正においては、特別貸付けが延長された場合には、当該期限まで延長することを要望し、令和5年3月末まで延長された。</p>	

	令和5年度税制改正においては、特別貸付けが延長された場合には、当該期限まで延長することを要望し、令和6年3月末まで延長された。
--	---

令和6年度税制改正要望事項（**新設**・拡充・延長）

（厚生労働省政策統括官（総合政策担当）付政策統括室）

項目名	こども未来戦略方針に基づく支援金制度（仮称）の創設に伴う税制上の所要の措置									
税目	所得税、法人税、相続税、贈与税、登録免許税、消費税、印紙税、国税徴収法									
要望の内容	<p>「こども未来戦略方針」（令和5年6月13日閣議決定）において、こどもに係る支援金制度（仮称）を創設することとされているところ。</p> <p>その詳細については年末までに結論を出すこととされており、当該制度の創設に当たって所要の措置を講ずる。</p> <p><参考></p> <p>「こども未来戦略方針」（令和5年6月13日閣議決定）（抄）</p> <p>Ⅲ－２．「加速化プラン」を支える安定的な財源の確保（財源の基本骨格）</p> <p>③ ①の歳出改革等による財源確保、②の経済社会の基盤強化を行う中で、企業を含め社会・経済の参加者全員が連帯し、公平な立場で、広く負担していく新たな枠組み（「支援金制度（仮称）」）を構築することとし、その詳細について年末に結論を出す¹⁵。</p> <p>¹⁵ 支援金制度（仮称）については、以下の点を含め、検討する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 現行制度において育児休業給付や児童手当等は社会保険料や子ども・子育て拠出金を財源の一部としていることを踏まえ、公費と併せ、「加速化プラン」における関連する給付の政策強化を可能とする水準とすること。 ・ 労使を含めた国民各層及び公費で負担することとし、その賦課・徴収方法については、賦課上限の在り方や賦課対象、低所得者に対する配慮措置を含め、負担能力に応じた公平な負担とすることを検討し、全世代型で子育て世帯を支える観点から、賦課対象者の広さを考慮しつつ社会保険の賦課・徴収ルートを活用すること。 									
	<table border="1"> <tr> <td>平年度の減収見込額</td> <td>－</td> <td>百万円</td> </tr> <tr> <td>（制度自体の減収額）</td> <td>（</td> <td>－ 百万円）</td> </tr> <tr> <td>（改正増減収額）</td> <td>（</td> <td>－ 百万円）</td> </tr> </table>	平年度の減収見込額	－	百万円	（制度自体の減収額）	（	－ 百万円）	（改正増減収額）	（	－ 百万円）
平年度の減収見込額	－	百万円								
（制度自体の減収額）	（	－ 百万円）								
（改正増減収額）	（	－ 百万円）								

新設・拡充又は延長を必要とする理由	<p>(1) 政策目的</p> <p>2030年代に入るまでが、少子化傾向を反転できるかどうかのラストチャンスであり、「こども未来戦略方針」における「こども・子育て支援加速化プラン」に基づく具体的政策等を実施し、若い世代が希望どおり結婚し、希望する誰もがこどもを持ち、安心して子育てができる社会、こどもたちがいかなる環境、家庭状況にあっても、分け隔てなく大切にされ、育まれ、笑顔で暮らせる社会の実現を図る。</p> <p>(2) 施策の必要性</p> <p>「こども・子育て加速化プラン」を支える安定的な財源の確保のための支援金制度（仮称）について、「こども未来戦略方針」において、「全世代型で子育て世帯を支える観点から、賦課対象者の広さを考慮しつつ社会保険の賦課・徴収ルートを活用すること」とされていることから、創設に当たって所要の措置を講ずる。</p>		
	今回の要望（租税特別措置）に関連する事項	合理性	政策体系における政策目的の位置付け
政策の達成目標			若い世代が希望どおり結婚し、希望する誰もがこどもを持ち、安心して子育てができる社会、こどもたちがいかなる環境、家庭状況にあっても、分け隔てなく大切にされ、育まれ、笑顔で暮らせる社会の実現を図る。
租税特別措置の適用又は延長期間			—
同上の期間中の達成目標			—
政策目標の達成状況		—	
有効性	要望の措置の適用見込み	—	
	要望の措置の効果見込み（手段としての有効性）	「こども・子育て支援加速化プラン」に基づく具体的政策等が実施されることで、若い世代が希望どおり結婚し、希望する誰もがこどもを持ち、安心して子育てができる社会、こどもたちがいかなる環境、家庭状況にあっても、分け隔てなく大切にされ、育まれ、笑顔で暮らせる社会の実現を図ることが可能となる。	

相 当 性	当該要望項目以外の税制上の措置	地方税についても同様の要望を行っている。
	予算上の措置等の要求内容及び金額	—
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—
	要望の措置の妥当性	「こども・子育て支援加速化プラン」に基づく具体的政策等が実施されることで、若い世代が希望どおり結婚し、希望する誰もがこどもを持ち、安心して子育てができる社会、こどもたちがいかなる環境、家庭状況にあっても、分け隔てなく大切にされ、育まれ、笑顔で暮らせる社会の実現を図ることが可能となる。
これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項	租税特別措置の適用実績	—
	租特透明化法に基づく適用実態調査結果	—
	租税特別措置の適用による効果（手段としての有効性）	—
	前回要望時の達成目標	—
	前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	—
これまでの要望経緯	—	